

人口問題・強化の基

人問題研究題研究

第一卷 第二號

昭和八十一年二月刊行

調査研究

民族優生の目的と方法(一) 横田年(二)
本邦に於ける結核感染状況並に之が結核死亡率との關係 良田圭子(八)

彙報

行政事務簡素化具體化の爲にする重要事業場労務管理令施行規則其の他の省令中改正の件
公布——學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件公布——賃金統制令施行規則中改正の
件公布——健康保險及國民健康保險の保險醫及保險藥劑師の指定に關する件公布——勞動
者災害扶助法施行令中改正の件公布——農業團體法の公布——厚生省人口局の健民特別指
導地區設定に關する要綱その他の決定——獨逸に於ける強制労務令の公布——伊太利に於
ける女子徵用制度の制定

文獻

邦文人口問題關係文獻(三三三)



厚生省研究所

人口民族部

人口問題研究

第四卷 第二號

研究資料

民族優生の目的と方法（二）

横田年

私は此の小論に於て日頃考へてゐた民族優生上の私見を繰めて見た。理論考察の進行過程には甚だ未熟なものがあり從つて全く誤謬無きを保し難い。大方の御教示を待つ次第である。

一、民族優生の目的

若しも個人の優生の如き見地が許されるものならば、其の様な優生と明確に區別する爲に民族優生と云ふ言葉（之は數年前本邦で民族衛生と優生の兩語を結び付けて造られたものであるが）を別に定義し使用する事は決して無意義ではないと思ふ。

扱、民族優生の目標とする處が民族中の優秀健全なる人々を増加せしめ劣悪なる人々を減少せしめんとするに在る事は言ふ迄も無いが、之を更に遺傳生物學的に具體的に表現すれば、民族中の優秀健全なる遺傳子の割合を増加せしめ劣悪なる遺傳子を可及的排除する事であると言ひ得るであらう。此の二つの表現（現象型的と因子型的）は同一の理想を單に言ひ變へたに過ぎないのであるが、其の實行の方法に於て相矛盾するかの如き感を與

へる事があるのであつて、此の點に就ては後段に詳説したいと思ふ。

民族優生の意圖する輪廓をより明かにする爲に私は此處に個人的優生との比較を若干の通俗的比喩によつて説明しよう。

個人的優生として考へられる處は或個人が己れよりも優秀な配偶者を得てより良き子孫を得んとする事であらう。斯くの如き立場に於ける個人優生は民族優生とは何等の關聯をも有せず時に矛盾する事さへ有り得る。例

へば此處に一人の未婚男子があつたとし、之が配偶を求むる時に己れより優れた素質を有する女子を選擇せんとする事は、其の男の立場からすればより良き子孫を得て己が血統を優良ならしめんとする心情から出たものであつて常識的には優生的と考へられ易い。一步を譲つて斯くの如き場合を其の男の個人優生に適つたものとしても、直ちに之を民族優生的なりと稱する事は出來ない。何となれば結婚年齢及び出産力に差異なき限り此の凡凡たる男が優秀なる女子を配偶に得ようが或は己れと等しく平凡なる女子を得ようが、民族全體に於ける此の男の有する遺傳子の増殖の割合には何等の差異も認められないからである。此の男の遺傳的素質が平均以下である場合には寧ろ同様平均以下の女性を妻とする方が民族優生的なりと考へられる理由さへ存する(後段参照)。更に極端なる場合を例にとれば、或家の長男に低能にして魯鈍或は癡愚とも診斷せらるべき未婚男子があり、其の家の血統を維持せんが爲に親族相計つて之に頭脳優れたる一女性を妻合せ以て優生的結婚を行ひたりとする場合も世の中にはあり得るが、斯くの如きは精神薄弱(低能)の遺傳子を民族の血之内に保存し更に増殖して行く事となる故全く民族優生に反することと言はねばならぬ。

個人優生は又相互の間に於て相殺し反覆する事が有り得る。同種廻の遺傳的素質の者同士が結婚する場合は夫々の個人優生的立場より見た價値

に於て相等しいが、配偶兩者の素質に相當の懸隔が有る場合は劣等なる者の側より見れば優生的であるが、より優れたる者の側よりすれば非優生的なりとされよう。併し民族優生的には何れの場合も同一であつて、たゞ配偶たらんとする男女の結合により現象型に於て良き子孫を産み得るや否や、及び其の男女の有する遺傳子が相共に民族中に於て増殖する事が民族全體にとつて好ましきや否やが問題となるのみである。

個人優生的立場は斯くの如く相對的のものであり絶對的の價値の無いものであるから、大にしては國策の上に於て優生學的方策を決定するに際しても小にしては結婚相談等に於て個人優生の忠告を與へんとするに際しても、常に確固たる民族優生的見地に於て行動すべきであつて毫も個人優生を省みてはならぬものと私は考へる。

以上述べ來つた様な民族優生の目的に私は更に次の如き重要な一事項を附加したいと思ふ。それは我々日本民族が代々遺傳して來た民族的特徴(民族優生が遺傳生物學的見地に立つものであるから此の民族的特徴に就ても此の場合生物學的表象に限る事としたい。従つてたとへ精神的特徴であつても生物學的に遺傳し得る形質に就ては此處で論ずるのである。其他の文化的特徴は民族優生の關する範圍に屬しないものであつて他の科學の分野に於て論ぜられるべきである)を永遠に我々の子孫に傳へて行く事である。斯くの如く我々日本民族の有する遺傳生物學的民族的特質を我々の子孫への遺傳として永へに傳へて行かうとする努力こそは民族優生の目的の中でも寧ろ第一義的の意義を有するものである。何となれば民族中の優秀健全なる人々を増加し劣悪なる人々を阻止する事のみが民族優生の目的であるならば、之は一定の民族の理想とするに適するのみならず、世界人類の等しく望む處であつて寧ろ人類優生と稱する方が至當かも知れな

い。それにも拘らず我々が民族優生を主張する所以は我々が前述の如き崇
高なる理想を常に抱いてゐるからである。今日我々が選ぶべき民族優生的

諸方策も此の見地に立脚してこそ初めて正當なる方法への道を知る事が出
来る。例へば大東亜共榮圈建設の途上に於て最も重要な問題として論議
されてゐる日本民族と他民族との混血の問題も、單に民族の質の見地から
のみ云々すれば、方法如何（例へば他民族の内でも遺傳生物學的に特に優
秀なるものにのみ日本民族との混血を許可する等の如き）に依つては混血
により日本民族が特に著しき損失を蒙る事が無いばかりでなく、或種の形
質に就ては寧ろ混血を利益とする場合も理論的には無きにしも非ざること
(即ち雜種強勢の現象)は今日迄の多くの諸學者の業績を検討して推論し得
る處であるが日本民族の特質を我々の子孫の血の中に永遠に保持せんとす
る目的からすれば、混血によつて此の遺傳的特質が稀薄になる事は當然で
あるから、我々は斯くの如き意義に於ける民族優生の立場に於て斷乎とし
て混血に反対し得る理論的根據を見出し得るのである。

二、配偶選擇による淘汰の民族優生的意義——

人口中に於ける遺傳子のヘテロ化とホモ化

配偶選擇による淘汰の民族優生的價値は從來非常に重要視されてゐる
が、之が如何なる機轉によつて淘汰を進行せしめるかに就ての分析は未だ
十分に行はれてゐたとは言ひ難い。

配偶選擇による淘汰の民族優生的價値は從來非常に重要視されてゐる
が、之が如何なる機轉によつて淘汰を進行せしめるかに就ての分析は未だ
十分に行はれてゐたとは言ひ難い。

配偶選擇による淘汰の民族優生的價値は從來非常に重要視されてゐる
が、之が如何なる機轉によつて淘汰を進行せしめるかに就ての分析は未だ
十分に行はれてゐたとは言ひ難い。

配偶選擇による淘汰の民族優生的價値は從來非常に重要視されてゐる
が、之が如何なる機轉によつて淘汰を進行せしめるかに就ての分析は未だ
十分に行はれてゐたとは言ひ難い。

私は先づ顯性遺傳を爲す形質に就て斯くの如き配偶選擇が如何なる影響
を及ぼすかを検討し、次で潛性遺傳形質に論及し度い。又論旨の複雑化を
避ける爲に單顯性遺傳と單潛性遺傳に就てのみ論ずることとする。其の他
の遺傳形式に關しても多くは此の兩者の結論から歸納し得る事と思ふ。

扱、今此處に顯性遺傳の型式を取る何等かの形質があつたとする。或人
間の因子型が此の形質に關しホモ(一對の遺傳子が相同であること)であつ
てもヘテロ(一對の遺傳子が非相同なること)であつても、顯性遺傳を爲す
のであるから此の遺傳子を有する者の現象型は常に此の遺傳子の性質を表
現してゐる。(發現率の低い顯性遺傳の場合を除く)若しも此の形質が民族
にとつて好ましきものであるならば、此の形質を有する者が結婚し子供を
産むことにより因子型がホモであつた場合は 100% 、ヘテロであつた場
合は二分の一の割合に於て子孫に因子型に於ても現象型に於ても此の形質
が遺傳するのであるから、當然我々は斯くの如き者の結婚を奨励し同時に
多産たらしめねばならない。又我々が何を増殖せしめねばならぬかと云ふ
對象を探し出すにも甚だ簡単であつて現象型に於て此の形質を有する人々
のみに關心を有すれば良いのである。

逆に此の顯性遺傳形質が民族にとつて甚だ好ましからざるものである場
合も、我々は此の形質を現象型に於て有する人々のみを目標とすれば良い
のであつて之等の人々の結婚禁止或は斷種等により容易に民族優生上の目
的を達する事が出来る。

顯性遺傳形質に就ては斯くの如く配偶淘汰に於てとるべき方法が實に明
瞭に示されてゐるが、之に反し潛性遺傳を爲す形質に就ては其の向ふべき

り、第二は血族結婚或は更に廣範な意義を有する同族結婚による方法であ
る。

處は明がなるにも拘らず、淘汰の方法に於て屢々混迷に陥り易い。

例へば或形質があり之が特に優秀なるものは潛性遺傳を爲し、平凡なものは顯性遺傳を爲すものと假定しよう。すると此の形質に關し現象型に於て優秀なる人は其の因子型に於て優秀なる性質を有する潜性遺傳子がホモとなつてゐる筈であり、現象型に於て平凡なる形質を有する人々は其の因子型に於て平凡なる性質を有する顯性遺傳子に關しホモであるか或はヘテロであるかの何れかである。今民族優生の立場に於て現象型に於て人口中此の優れたる形質を有する人々を増加せしめる爲には、第一に此の潜性遺傳子に就きホモである處の優秀なる人々の結婚を奨励し多産たらしめねばならない。此の潛性遺傳子に關しホモの個體が同じくホモである個體と結婚するか或は少くともヘテロである個體と結婚すれば、其の産むべき子供にも此の潛性遺傳子に關しホモである個體の出現を期待する事が出来るが、若し顯性遺傳子に就きホモなる個體と結婚するならば、其の子供には此の潛性遺傳子に關しホモの個體は全く生じ得ず、孫或は其以後の子孫に於て他の劣性遺傳子と遭遇する事により始めて現象型に於て優秀なる子孫を生じ得るのである。若しも此の優れたる潛性遺傳形質がまだ稀なるものであるならば、其のホモなる個體が他の平凡なる個體と結婚し、更に其の間に産れた子孫が夫々他の系統に屬する人々と結婚する時は、此の遺傳子は無數の人口の中に分離擴散し、之を再び結合せしめる事は容易な業ではなく殆ど不可能なりと稱してもよいであらう。此の潜性遺傳形質に關しホモなる個體を人口中に可及的多數出現せしめ、同時に明確に其の遺傳子の所在を知る爲には、此の遺傳子を有する人々(ホモなる人々)又は有すると思はる人々(ヘテロなる人々)が相互に結婚し得る如き機會を作らねばならない。其の爲にはホモなる個體の屬する血統の人々が相互に結婚する事

が必要であり、従つて狭い意味に於ては血族結婚(法律上禁止されたる範圍を論ずるものに非ず)より廣い意味に於ては同族結婚が必要となつて來るのである。勿論此の様な血統が多數存在するならば敢て血族結婚に依らずとも其等の血統相互の間に婚姻關係が生ずる様にすれば良い。

以上の場合と逆に或形質を正常ならしむる遺傳子が顯性遺傳形式をとり、其の形質を民族の爲甚だ好ましからざる劣悪なる性質として表す様な遺傳子が潛性遺傳の形式をとる場合は如何であらうか。此の場合は最も議論が沸騰する處である。現象型に於て此の劣悪なる形質を有する人々の因子型は劣悪なる形質の遺傳子(潜性)に關しホモであり、正常なる形質を有する人々の因子型は正常なる形質の遺傳子(顯性)に關しホモであるか又はヘテロ(潛性因子と顯性因子を一個づゝ有する)である。民族優生上から劣悪なる形質を有する人々を減少せしむる爲には先づ潜性因子に關しホモなる人々の結婚を禁止するか或は斷種(現行國民優生法の目的とする如く)しなければならぬ。現象型に於て斯くの如く劣悪なる人々に對する處置に關しては今日何人も異論が無いのであるが、因子型に於て此の一個の潜性遺傳子を有するヘテロの人々の結婚に對する多くの人々の考へ方に就て私は疑問を抱いてゐる。若しも之等のヘテロの人々が所謂優生學的指導により、同一血族の人々と結婚して此の遺傳子が重複し其の子供の現象型に於て劣悪なる形質を有する者を出す事を避けん爲に、此の遺傳子が恐らく存在しないであらうと思はれる他の血統に屬する人と結婚せんと努めるならば、成程一時は現象型に於て劣悪者を出す頻度が少くなる如く見えるが、決して本質的に其の遺傳子が減少したのではなく、寧ろ斯くして此の遺傳子は殆ど何等の淘汰も受けることなく人口中に擴散し漸次増殖して行く事となる。即ち此の劣悪なる遺傳子に關しヘテロならんと思はる人々を相

互に結婚せしめざる如き方針は正常なる人々の犠牲に於てヘテロの個體を増加せしめるものであり、全く民族優生に反する方法と言はねばならぬ。

私は之に反し、ヘテロの個體を可及的相互に結婚せしめ其の子孫に生じ來れるホモの個體を國民優生法により斷種する事により眞に民族優生の目的を達し得るものと考へてゐる。(之により現象型に於ては一時的にホモの個體の増加を見るかも知れない。併しヘテロの個體は漸次減少するのであるから窮屈に於てホモの個體も本質的に減少して來る。)此の爲には現象型に於て劣悪なる形質を有する人の一族の人々の間に於て結婚が行はれる如く指導すべきであり、従つて之等の人々の間に於ける血族結婚又は同族結婚が望ましきものと考へるのである。又若し此の様な血統が多數存するならば敢て血族結婚によらずとも之等の血族相互の間に結婚が行はれる様にすれば良い。

以上を要約すれば、形質の優劣如何を問はず血族又は同族結婚を避けしめんとする今日の方向は寧ろ無選擇結婚に一致するものであり(多數の人口が相互に無選擇に結婚する場合は血族結婚の行はれる頻度は非常に僅かなものとなる)、人口の遺傳子のヘテロ化を招來するものであり、従つて人口の平均化、均質化を招くものである。

以上の如く良き遺傳子をホモにする事により現象型に於て優秀なる個體を増加せしめ、惡き遺傳子をホモにする事により現象型に於て劣悪なる個體を出現せしめ之を淘汰の目標とする(此の兩者を合せて人口の遺傳子のホモ化と稱したい)事は民族優生上探るべき一つの手段ではあるが、之のみでは優秀健全なる個體を積極的に増加せしめる事は出來ない。何となれば若しも一般人口の結婚年齢と出産力が其等の人々の質的差異により何等差別無きものとすれば、或形質に關する遺傳子がホモにならうともヘテロ

にならうとも其の遺傳子の人口中に於ける増加の割合には全く變りがないから、ホモの個體を増加せしめると同時に因子型に於ける優秀なる遺傳子の割合を増加せしめる事は不可能である。遺傳子の割合自身をも増加せしめる爲には之を有する人々の結婚年齢を早め出産力を平均以上に強めねばならないのである。

人口の遺傳子のホモ化を必要とする事に就て私は更にもう一つの論據を持つてゐる。今日世界中に見る如き多數の夫々特徴ある人種(たゞヘそれが殆ど純粹のものを見出しえない迄に混血してゐるとは言つても、或基本型に屬する相似の形質を有する人種群に分類する事は可能である)が太古に於て生じたのは恐らく極く狭い範囲の地域に部族が相互に隔離して住んでゐる間に突然變異により今日の人種の夫々の祖先が生じ、之が長い間其等の種族の間のみで結婚し増殖して行つた爲であらう。今日も此の様な突然變異(勿論人間の有する形質全部の突然變異ではなく、或一部の形質例へば毛髪の色の如きものでも)が人々の間に起りつゝあることを否定し得る根據はない。例へば一組の黒髪の夫婦の間に突然赤毛の子供が生れることがある。之は赤毛に關する潛性遺傳子を此の夫婦兩人が持つてゐてそれが偶然一緒になつた爲に赤毛の子供を生じたものと一般に説明してゐるし、又實際其の様な場合が大部分であらうが、理論的には其の中に突然變異により赤毛を生じた場合も想定し得ると思ふ。若しも此の様な事が太古に於て而も周圍から隔離された地域で起つたものならば、當然此の子供達自身又は其の子孫の間に血族結婚が行はれるから、此の赤毛の遺傳子は長く保存され、而も環境が特に赤毛の人々の増殖に有利ならば遂には多數の人口に増殖し、今日の人種と稱し得る程の數を有するに至ることも可能であつたかも知れない。併し現在では偶々突然變異により新しく或種の形質

が生じても忽ちにして此の遺傳子は人口中に擴散してしまひ、其の行方を知る事が出來なくなる。即ち今日の世の中では新しい人種の出現は到底期待し得ないのである。

それはさておき、現在の人類の間に突然變異が起りつゝあることは、種の遺傳病が自然淘汰や社會淘汰により減少しつゝある筈であるのに時代の經過と共に減少せざるのみか寧ろ増加する勢さへ見られる（之を専ら之等の遺傳病を有する人々の特に著しき出產力に歸する事は無理であらう）のは人口中に之等の疾病的遺傳子が常に突然變異により新しく發生しつゝある爲であると説明すれば了解出来る事によつても納得出来るし、又抑も之等の遺傳病の遺傳子が何れも最初は突然變異により生じたものであることは疑ひないことであるから、同様の事實が今日に於ても起りつゝある事を否定し得るものならば、正常なる形質に就ても又優秀なる形質に就ても突然變異による新しき出現を期待し得られる。若し斯くして生じた新しき優秀なる形質が潛性遺傳の型式をとるならば、今日の如く血族結婚を排斥してゐる時代に於ては折角生じた良い遺傳子もホモになり得ざる爲に現象型として表面に現れる機會を逸し、多數の人口中に擴散して宛も大海の中に一握りの精製せる鹽を溶かした如くに何處に行つてしまつたか判らなくなるのである。殊に人口の數が増加し配偶選擇の範圍が廣くなる程此の稀らしき突然變異により生じた遺傳子同士が相會してホモになる確率は殆ど零に等しい。ホモになり得なければ我々は此の遺傳子をヘテロとして有する個體を外觀上判別する事が出來ないのであるから其の在處も知り得ず、從つて之を増殖せしむべき途も無いわけである。

現在の科學の程度では人工突然變異により人間の有する遺傳子を優秀化

せしめることは不可能であるし近い將來に實現し得べしとも思へないから、せめて自然的に生じた突然變異のみでも之を捕へて増加せしめて行く事は今日我々のとるべき義務ではなからうか。

而して此の自然的突然變異により生ずる優秀なる潛性遺傳子をホモにする方法は之こそ血族結婚を擇いて他に求める事は全く不可能である。

以上の様な見地から私は屢々 優生學者の間に見受けられる處の血族結婚阻止の意見に反対するものである。勿論血族結婚の危險を説く人々も、之により新しき劣悪なる遺傳病が生ずるのではなく、たゞ二つの劣悪なる性質を有する潛性遺傳子がホモとなる確率が大である事に立脚してゐるのであるが、成程血族結婚の或場合は其の當事者にとつては其の子供に劣悪なる形質を有する個體を生ずる危険が有り得るから、其の個人の優生的立場に於ては血族結婚は不なりと爲し得るかも知れないが、此の場合に於てさへも民族優生の大きな見地からすれば淘汰の進行を速かならしめ得る機會を摑む事が出来るのであつて、血族結婚を危険なりとする能はざるのみならず、寧ろ淘汰の重要な手段と考へ得るのである。

此の様に血族結婚が民族優生上頗る有利な淘汰方法である事が一般に了解されても、一般人口の血族結婚頻度が今日以上に高率になる様な時は恐らく來ないのである。何となれば通婚範圍は時代の進むに伴つて愈々 擴大して行くものであつて、往時の如く交通が比較的制限されて居り極く小範圍の地域内で結婚が行はれてゐた頃、而も其の民族の間に血族結婚に關する何等のタブーも存せざりし場合には其の頻度は相當に高率であるが、近代文明の發達と共に人口の移動が頻繁に行はれることにより配偶選擇の範圍が擴張し、就中都市の膨脹は周囲の農村を始め各處から莫大な人口を流れしめる結果、其處には相互に近親的血縁關係の比較的稀薄な人々の集

團を生じ、從つて血族結婚或は同族結婚の行はれる機會は非常に減少する。斯くして放置しておいても血族結婚は將來愈々少くなるべき運命にあるが、之に拍車をかけるが如き今日の血族結婚否定の傾向は私の考へる處では誠に遺憾なりとせざるを得ない。たゞ大都市に居住する人々の間に於ても、血族結婚と迄行かずとも少くとも己れと郷里を等しくする人々との間に於て同族結婚を行ふ様な氣風を作り上げてゆきたいものである。

人口に於ける遺傳子のホモ化を達成する方法は此の様な血族結婚又は同族結婚のみではない。或形質に就て優秀なる者は優秀なる者同志、平凡なる者は平凡なる者同志、劣等なるものは劣等なる者同志の間に於て結婚せしめる如き方法もホモ化を實現する一つの淘汰手段である。世俗的には己れよりも優秀なる素質を有する者を配偶に選ぶことを以て優生的なりとされ易いが、民族優生上からは之を全面的に肯定する事は誤謬であつて、寧ろ己れと相等しき素質を有する者を配偶に求めしむる方がより民族優生的なりと考へられる。

動物の間に於ける配偶選擇による淘汰が何故に其の種の進化に役立つかと言ふに、彼等(多くは雄性)の間に於て最も強大なもの又は最も異性の注意を集め得るもののが最も生殖の機會を得るに反し、多數の劣弱な又は異性に對し魅力少きものは全く生殖の機會を得られない爲、之を幾世代も繰返す間に一定の方向に進化して行くのである。人類に於ても未開なりし頃は一夫一婦制度の確立と可及的總ての人をして配偶關係に入らしめんとする方針と、之に加ふるに男女兩性の數的比率の略、相等しきことにより前述の如き配偶選擇は民族優生的には餘り意味が無くなつたのである。然るに一般の人々が配偶選擇が著しき效果がある如く誤解してゐるのは専ら自己

中心に考へてゐるからであつて、總ての人をして婚姻せしめんとする場合は個人の間の競争が民族全體の上に及ぼす影響は非常に微弱なものとなつて来る。何となれば甲なる男が優秀なる女子を得るも平凡なる女子を得るも甲の有する遺傳子の民族全體に於ける増殖の割合には何等の差異も無いし、又逆に之等の女子の有する遺傳子の増殖の割合にも變りがないからである。勿論、配偶選擇の競争の結果、遺傳的に質の良い者程早く結婚して多數の子供を産み、素質が劣る程婚期が遅れて子供の産み方が少い様な現象を生ずるならば、甚だ有意義であるが、現實の状態は之と全く逆であつて、選擇に長い時間を費すものは多くは比較的優秀なる人々であり、優秀ならざる人々の方が寧ろ早婚である如き事實を屢々見受けるのである。

又、若しも何等かの事情により男女兩性の内の一方の人口が他方に比し

て著しく少い様な状態を現した時には、少い方の性に屬する者が己れより優秀なる異性を求めて、數的割合から見て不均衡でないばかりでなく、民族優生的と稱し得る事もあり得ようが(劣等なる者が過剰となつて配偶を得られない爲に)、男女兩性の數が略、相均衡してゐる時は前記の如き事情により却つて優秀なる人々の晚婚と出産率低下を招くことも起り得る。

私は併し配偶選擇を全然無價値なりとするものではなく、或形質につき優秀なるものはなるべく己と同價値なるものと結婚して次代の人口の現象型に於て可及的多數の優秀者を輩出せしむる様にすべきであると考へるのであつて、配偶選擇を單なる個人優生の手段としてのみ觀るべきではないと主張するものである。要するに己れに應しき配偶を選ばしむることこそ眞に民族優生的なりと言ひ得るであらう。

調査資料

本邦に於ける結核感染状況並に

之が結核死亡率との關係

良田圭子

「ツベルクリン」反應の検査法に就ては諸家によりて統一を缺き第一表に示すが如く「ツベルクリン」液の稀釋度に於ても一千倍液を使用する者二千倍液を使用する者、又五千倍液をよしとする者あり、又判定時間も二十四時間或は四十八時間等判定方法は発赤のみを以てし或ひは発赤並に硬結を以てするもの又發赤の大きさも五耗以上を陽性とし、或は六、七耗等あるも近年に至りては十耗以上を陽性とするものが最も多く。

第一表 ツ氏反應施行法

稀釋度	報告数	注射量	報告数	判定時間	完全報告数	判定標準	報告数
100倍	2	0.1cc	1	48時間	1	5mm	1
1000倍	18	0.1cc	18	24時間	5	5mm	5
				48時間	9	7mm	1
					10mm	2	
					5mm	5	
					7mm	1	
					10mm	3	
2000倍	49	0.1cc	49	24時間	5	5mm	5
				48時間	43	7mm	22
						8mm	1
						10mm	16
5000倍	1	0.05-0.1cc	1	48時間	1	5mm	1

さて此の集團検診にて感染者を知り、又非感染者に豫防接種を行ふ上に必要缺くからざる指針となるものは「ツベルクリン」反應である。この

之等區々たる成績を一括集計することは甚だ不合理なるも蔓延状況の概略を知るよすがともならんかと思惟」舊「ツ」一千倍稀釋液接種後二四一八時間、五耗以上の發赤並に一千倍稀釋液接種後四八時間判定、發赤十耗以上を陽性とせるものを選びて、之れを地方別、年齢別、性別に分類した。

三

既に昭和八年向後氏は發表済みの二〇報告を総合して一歳より十五歳迄の總検査人員、二六、三五五名の陽性率は三五・一%なるを報告し、之れを人口十萬以上の大都市と郡部とに大別し第三表に示す如き成績を報告してゐる。即ち、大都市は郡部に比し陽性率が高い。

第二表 向後氏による學童ツベルクリン全國集計

年 齢	全 國		都市(人口十萬以上)		町村(人口十萬以下)	
	検査人員	陽性率	検査人員	陽性率	検査人員	陽性率
七歳						
四〇六一	二八六	二六六五	三三一	一、三九六	二〇一	
八	三三五	三一七	一四〇六	三六〇	一〇〇	
九	三五五一	三七〇	一、五〇一	四一七	一〇一〇	二一五
一〇	三四八六	三七五	一、四二七	四三四	一〇六九	二四一
一一	三〇八二	四一三	一、二七一	四八三	九一	二四六
一二	三二九三	四六四	一、三八五	五六九	九〇八	三〇四
一三	一、九五八	四五七	一、二七五	五三六	六七九	三〇六
一四	一〇四九	四六四	六七二	五七三	四三三	三〇三
一五	三四八	四一四	一三三	四九六	三三五	三六九
合 計	二六三五五	三五一	一八八六	三九一	七、五三九	二五・一

本邦に於ける結核感染狀況に之が結核死亡率との關係

第三表 田中氏による學童「ツ」反應全國集計

	男		女		別		年 齢	年 齢	別
	被検人員	陽性者	陽性率	被検人員	陽性者	陽性率			
七 歳	男 女	一、九七七	五三三	二七・四七	二八・三	二八・六三	一、〇六五	二七・五七	二九・四六
八 歳	男 女	一、八六六	五三一	二八・二七	三、七九八	二一・一九	二二・九二	三三・四一	三四・六八
九 歳	男 女	一、七四五	五八六	二一・五八	三三・五八	三三・二四	一、九五	二九・七八	三九・七八
一〇 歳	男 女	一、八一〇	六〇九	二四二	三三・〇九	三三・五八	二一・九一	二九・五	三一・四
一一 歳	男 女	一、八三七	七三九	三九・七四	三九・八七	三六・六三	一、四五七	三九・七	三九・七八
一二 歳	男 女	一、八三六	七八	八四	四二・二九	三八・〇四	一、六一九	四二・五六	四三・五六
一三 歳	男 女	一、九三五	八〇五	八四	四二・八四	一六・一九	一、六一九	四二・五六	四三・五六
一四 歳	男 女	一、三七六	七〇二	五九四	五一・〇二	二六・三六	一、三九六	四九・一七	五二・八五
一五 歳	男 女	一、三六〇	五九四	四七・一四	五一・〇二	二六・三六	一、三九六	四九・一七	五二・八五
計	(男 女 二三・八五六)	(男 女 二三・三四四)	(男 女 二三・八五六)						
	八〇六	四五五	二四〇	五一・四九	一、二六一	六五五	五一・九四		

同じく昭和十二年田中氏は第三表に於ける如く總検査人員二六、二〇〇名の學童の「ツ」氏反應成績を集計して、年齢の増加と共にその陽性率増加し、市部に於ては三〇・七%より、六九・三四%平均四一・三四%、郡部に於ては一四・四八より三五・六四%、平均二一・一三%なりと報告し、之れを男女別に見る時は全國的集計にては略々同率にして都市と郡部とに分つ時は男兒に於て稍、高率を示すと云ふ。

余の集め得た文獻を綜合集計して年齢別に觀察する時は次の様な成績である。

「學齡前期」

第四表 署業、市町村別、男女別、陽性率

女

年齢	一歳	二歳	三歳	四歳	五歳	六歳	計
被検人員	四六七九	三七五	一六七六	一五三〇	一六三三	三四三七	四一四一
陽性者數	一七九	一九六	三〇四	三一五	三七九	六四三	五二七六
陽性率	三八三	一〇・七六	一八・一四	一〇・五九	三三・二一	二六・三八	一四・三九

即ち學齡前的小兒の陽性率高さは被検人員中東京及び大阪在住の者多き故ならんと思惟し、東京の被検者並に大阪の五十六歳の園児を除いて観察する時は次の様な成績を示してゐる。

年齢	〇歳	一歳	二歳	三歳	四歳	五歳	六歳	計
被検人員	三三六五	一四一五	六六六	八二〇	七九九	一〇・四〇	八・三五	一四一
陽性者數	八五	八六	八三	一三三	一三三	一七五	六七四	一三一
陽性率	二・五三	六・〇八	一三・一〇	一四・八八	一五・三九	一五・五五	八・九	一一・三

「學齡期」

學齡期即ち満六歳より十四歳迄の學童の陽性率は次の様であつて年齢と共にその陽性率の上昇する事は勿論である。之れを、市、町、村部に三大別

年齢	六歳	七歳	八歳	九歳	一〇歳	一一歳	一二歳	一三歳	計
被検人員	一〇九一九								
陽性者數	一四・九七六	一九・九三三	三三・一七九						
陽性率	一四・四一	一八・〇八	一九・九九	三三・三〇	三三・三〇	三三・三〇	三三・三〇	三三・三〇	三三・三〇

し更に男女別に觀察する時は第四表の如くである。村部に於ける六十七歳の者は略、六%を示し、三十一四歳にて二一・九八%平均一一%である。町部に於ては九%より順次二八%に上昇、平均一五%市部に於ては六一七歳にて既に二〇・五一%三十一四歳の男児に於ては四六・八七%、女兒にしては四二・七七%、平均三〇%の陽性率を示した。

合	六一セ	四八・三一〇	六二セ	一四七	±0・六〇	開成	六九六一	五・〇〇	±0・七〇
セ一ハ	五・一三九	ベニ園	一六九	±0・一五三	西一三三	ベニ園	一六・六	±0・一五三	
ハ一九	五〇・七九	九一五	一六〇	±0・一五〇	西一六五	九一五	一八・一〇	±0・一五〇	
九一〇	四九・三四	九一六	一九六	±0・一九	西一三一	九一六	一九・七	±0・一九	
一〇一一	五八・五〇	一五	一五	±0・一五	西一三一	九一六	一九・七	±0・一九	
二一三	五九・九	三九六	一五〇	±0・一八六	西一三一	九〇六	一九・三	±0・一八六	
三一三	五九・七一	ベニセ	一五三	±0・一五〇	西一三一	九〇六	一九・三	±0・一五〇	
三一四	六一・九七	六三五	一五七	±0・一五一	西一三一	九〇六	一九・三	±0・一五一	
合計	五四・二八	大二三	三三七	±0・〇二〇	西一三一	九〇六	一九・三	±0・一五二	

之等學童の検査成績を府縣別に見る時は(第五表)六一七歳に於ては大阪の三九・一五%最も高率にして兵庫の二七・八三%、奈良の二七・六六%之に次ぎ、次いで京都三・四八%、東京の二〇・五二%である。低率を示すは豊野縣農村の三・五一、島根縣農村の五・一六、同じく福井縣農村の五、岩手縣の六・八%である。

第五表
學童の府縣別年齢別陽性率

一 北 海 道	二 兵	一五〇	三八六	一九・一〇	五〇・六	一五〇	三六	五・三	一九・一〇
二 青 森	三 岩 手	六・九	三五七	一五〇	三五七	一五〇	三五七	一五・九	一五・九
三 宮 城	四 宮 田	九・九	三四七	一五〇	三五七	一五〇	三五七	一五・九	一五・九
五 秋 山	六 福 茂	一	一	一	一	一	一	一	一
七 埼 群	八 木 馬 玉	一	一	一	一	一	一	一	一

四、五歲階級別

年齢の増加と共に順次陽性率は上昇して、一三一一四歳に於て大阪は五九、二八、兵庫は四九・六四、東京は四四・六九%を示し、最低は長野の八・八二、福島の二二二%である。

三、十四歳以上三十歳迄

十四歳以上二十歳迄の「ツ」反応陽性率は平均五一・七三%にして之れを男女別に見る時は次表の如く男子に於て高率である。

第六表 十四歳以上二十歳の陽性率

一四一五	歲	被檢者	陽性者	比率
八二九	三、九〇三	七、五九	六、八九九	二、七三六
一五〇四七	一五、〇八〇	一五、〇四七	一五、〇四七	一五、〇四七
六六八	四、〇五	六、六八	四、〇五	六、六八

第七表、市郡別五歳階級別陽性率

	被檢者	陽性者	比率	平均誤差	被檢者	陽性者	比率	平均誤差	被檢者	陽性者	比率	平均誤差	
○歲	—	—	—	—	四歲	—	—	—	一歲	—	—	—	
八三七	九	七〇三	八·五四	士〇·九七四九	五、六五一	二三七	四·一九	士〇·一三六六	一三、八六八	九三九	六·七七	士〇·二一三	
一〇一	四	二四、二六	六·四三八	二六·五九	士〇·八九七八	一三、三四五	一·四七三	一·一〇四	士〇·二一七一	三七、五六一	七九一	二一·〇六	士〇·二一〇
一五—	九	一五、三八七	五·七四〇	三七·三〇	士〇·三八九八	一六、五〇一	三·一九八	一九·三八	士〇·九七三	三一、八八一	八·九三八	二八·〇四	士〇·二五二
一五—	一六·六五〇	一〇·七五九	六四·五八	士〇·三七〇六五	五·四〇六	一·五〇〇	二七·七五	士〇·六〇八	三三·〇五六	一三、二五九	五五·五八	士〇·三三五	—

都市並に郡部住民の五歳階級「ツ」反應陽性率を見る時は、市部に於ては、東京、石川、愛知、大阪、福岡の各市内住民は第七表に示す如く〇一四歳に於ては八、五四%にして順次年齢の増加と共に陽性率上昇し五〇六〇歳以上に於ては七七、〇%を示して居る。

村部に於ては北海道、岩手、宮城、埼玉、石川、奈良及び鹿児島を總計して第七表の如く年齢の増加と共に陽性率も増し、村部に於ては勿論都市に於けるよりも陽性率低し。

村部に於ては北海道、岩手、宮城、埼玉、石川、奈良及び鹿児島を總計して第七表の如く年齢の増加と共に陽性率も増し、村部に於ては勿論都市に於けるよりも陽性率低し。

二〇—二三	一〇・六二六	八・三八四	七七・四四	± 0・四〇一七	九一四	三八・八九	± 1・〇〇五	一三一七六	九二九八	セ〇・セヤ	± 0・三九七	
二五—二九	一〇・七一三	九・二四四	八六・二八	± 0・三三一四	三一四	一〇六二一	四七・五二	士 1・〇五六一	一三一九四八	一〇・三〇六	セ九・六〇	± 0・三五四
三〇—三四	三・三八七	二・八八五	八五・一八	± 0・六一〇九	三一〇七	一〇一八	四八・七九	士 1・〇八八九	五、四九四	三九・一三	セ一・三一	± 0・六一一
三五—三九	三・五七一	二・二三三	八六・八五	± 0・六六六四	三〇八七	一、一〇九	五三・一四	士 1・〇九一	四、六五八	三九・四一	セ一・四九	± 0・六五九六
四〇—四四	三・三八七	一・九八八	八六・九二	± 0・七〇五	一、五七八	七六〇	四九・四三	士 1・一五八	三、八六五	二一・七六八	セ一・六一	± 0・七三五
四五—四九	一・五四一	一・五三一	八五・一四	± 0・九〇六九	一、四三七	七六一	五一・七一	士 1・三一八	二九・七八	二一・〇五五	六九・〇一	± 0・八四七
五〇—五四	五五—五九	六〇—六四	二・三三三	一・〇一九	七七・〇一	六八九	六〇・三八	± 1・一六三	五、三五〇	三九・一三	セ一・三一	± 0・九〇五
六〇—六五	六五—六九	九七・二一八	五〇・七〇四	五三・三一	± 0・五〇六八	五六・七三四	三三五	五七・三九	士 2・四九七	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九
七〇—	計	六〇	六四	一、三三三	一・〇一九	三九・一三	一・一六〇	七六一	五四・三五	士 1・三三一	一、一〇九	一、一〇九
八〇—		六五	六九	九七・二一八	五〇・七〇四	五三・三一	一・〇一九	七六一	五四・五九	士 1・三三一	一、一〇九	一、一〇九
九〇—		六九	七〇	六〇	六四	一、三三三	一・〇一九	七六一	五四・五九	士 1・三三一	一、一〇九	一、一〇九
一〇〇—		七〇	七一	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇

第八表 郡部男女別五歳階級陽性率

被検者 歳	男			女			被検者 歳	男			女		
	陽性者	陽性率	被検者 歳	陽性者	陽性率	被検者 歳		陽性者	陽性率	被検者 歳	陽性者	陽性率	被検者 歳
〇一—四	二・一〇八	三五	一・六六	三・〇六三	三三	一・六〇	〇一—四	二・一〇八	三五	一・六六	三・〇六三	三三	一・六〇
五一—九	三・〇七一	三三三	七・五五	三・一〇四	二四〇	七・七三	一〇一一四	三・三四五	五六	一六・三七	三・一〇四	二四〇	七・七三
一〇一一四	三・三四五	五六	一六・三七	三・一〇四	二四〇	七・七三	一五一—九	一・四五四	三六	三一・七三	一・六五七	四二	二四・八〇
一五一—九	一・四五四	三六	三一・七三	一・六五七	四二	二四・八〇	二〇一一四	五七六	一九九	三四・五五	一・一五八	三六八	三一・七八
二〇一一四	五七六	一九九	三四・五五	一・一五八	三六八	三一・七八	二五一—九	七一〇	三四八	四九・〇一	一・〇五六	四〇〇	三七・八八
二五一—九	七一〇	三四八	四九・〇一	一・〇五六	四〇〇	三七・八八	三〇一—三四	六七九	三三四	四九・一九	九五六	三四三	三五・八八
三〇一—三四	六七九	三三四	四九・一九	九五六	三四三	三五・八八	三五一—三九	七九	三九七	五五・三三	九六三	三八九	四〇・三九
三五一—三九	七九	三九七	五五・三三	九六三	三八九	四〇・三九	四〇一—四四	七四三	四五〇	六〇・五七	八三五	三三〇	三九・五二
四〇一—四四	七四三	四五〇	六〇・五七	八三五	三三〇	三九・五二	四五一—四九	六三九	三八七	六〇・五六	七九八	三四八	四三・六一
四五一—四九	六三九	三八七	六〇・五六	七九八	三四八	四三・六一	五〇一—五四	六七四	四四〇	六五・二八	七三六	三三一	四四・二一
五〇一—五四	六七四	四四〇	六五・二八	七三六	三三一	四四・二一	五五—五九	六〇三	三八〇	六三一	六六三	三一〇	四六・八三
五五—五九	六〇三	三八〇	六三一	六六三	三一〇	四六・八三	六〇一—六九	六一〇	五七一	一・二六四	五二一	四四・七六	六一
六〇一—六九	六一〇	五七一	一・二六四	五二一	四四・七六	六一	計	六一	七	九	一〇	一六九	一五

第九表 A 北海道市部年齢別男女別陽性率

北海道に於ては左記の如く多數の報告ありて道内各地各年齢及都部別の観察行はれ年齢別性別に見る時は第九表の如く女子に於て幾分低きも略、同率の陽性率を示し年齢増加と共に上昇するは勿論である。村部の陽性率は都市に比し低きも他の地方に比し其の上昇率は高度である。

第十表 岩手縣村外七隆志和村

市部村部學童は初學年に於て市部にて一〇%村部二%を示し差を認むるも年齢增加と共に略、同率三〇%前後の陽性率を示すに至る。村民荒雄愛島の兩村民の陽性率は平均二七・〇四%にして岩手縣農村よりも低率である。

三	二	一	○歲	年
四	三	二	一歲	齡
			者被檢	
			者陽性	↑
			率陽性	
			者被檢	
			者陽性	♀
			率陽性	
			者被檢	
			者陽性	計
			率陽性	

年 齢	被檢者		陽性者		計
	被檢者 数	%	陽性者 数	%	
〇—一歲	1	1%	0	0%	
一—二歲	1	1%	0	0%	
二—三歲	1	1%	0	0%	
三—四歲	1	1%	0	0%	
四—五歲	1	1%	0	0%	
五—六歲	1	1%	0	0%	
六—七歲	1	1%	0	0%	
七—八歲	1	1%	0	0%	
八—九歲	1	1%	0	0%	
九—十歲	1	1%	0	0%	
一〇—一一歲	1	1%	0	0%	
一二—一三歲	1	1%	0	0%	
一四—一五歲	1	1%	0	0%	
一五—一六歲	1	1%	0	0%	
一三—一四歲	1	1%	0	0%	
一二—一三歲	1	1%	0	0%	
一一—一三歲	1	1%	0	0%	
一〇—一三歲	1	1%	0	0%	
九—一四歲	1	1%	0	0%	
八—一五歲	1	1%	0	0%	
七—一六歲	1	1%	0	0%	
六—一七歲	1	1%	0	0%	
五—一八歲	1	1%	0	0%	
四—一九歲	1	1%	0	0%	
三—一十歲	1	1%	0	0%	
二—一一歲	1	1%	0	0%	
一—一二歲	1	1%	0	0%	
計	42	100%	0	0%	

第十一表B 富城縣村部學童陽性率

年 齢	人員		人員 + %	人員 + %	人員 + %
	人員 数	%			
一—五歲	1	1%	0	0%	0
六—一〇歲	1	1%	0	0%	0
一一—一五歲	1	1%	0	0%	0
一六—一〇歲	1	1%	0	0%	0
一二—一五歲	1	1%	0	0%	0
一六—一三歲	1	1%	0	0%	0
三—一三歲	1	1%	0	0%	0
三—一四歲	1	1%	0	0%	0
四—一五歲	1	1%	0	0%	0
五—一六歲	1	1%	0	0%	0
六—一七歲	1	1%	0	0%	0
七—一八歲	1	1%	0	0%	0
八—一九歲	1	1%	0	0%	0
九—一十歲	1	1%	0	0%	0
一〇—一一歲	1	1%	0	0%	0
一一—一二歲	1	1%	0	0%	0
一二—一三歲	1	1%	0	0%	0
一三—一四歲	1	1%	0	0%	0
一四—一五歲	1	1%	0	0%	0
一五—一六歲	1	1%	0	0%	0
一六—一七歲	1	1%	0	0%	0
一七—一八歲	1	1%	0	0%	0
一八—一九歲	1	1%	0	0%	0
一九—二〇歲	1	1%	0	0%	0
二〇—二一歲	1	1%	0	0%	0
二一—二二歲	1	1%	0	0%	0
二二—二三歲	1	1%	0	0%	0
計	20	100%	0	0%	0

第十一表C 富城縣村民ノ陽性率

年 齢	被檢者		陽性者		計
	被檢者 数	%	陽性者 数	%	
〇—一歲	1	1%	0	0%	
一—二歲	1	1%	0	0%	
二—三歲	1	1%	0	0%	
三—四歲	1	1%	0	0%	
四—五歲	1	1%	0	0%	
五—六歲	1	1%	0	0%	
六—七歲	1	1%	0	0%	
七—八歲	1	1%	0	0%	
八—九歲	1	1%	0	0%	
九—一〇歲	1	1%	0	0%	
一〇—一一歲	1	1%	0	0%	
一一—一二歲	1	1%	0	0%	
一二—一三歲	1	1%	0	0%	
一三—一四歲	1	1%	0	0%	
一四—一五歲	1	1%	0	0%	
一五—一六歲	1	1%	0	0%	
一六—一七歲	1	1%	0	0%	
一七—一八歲	1	1%	0	0%	
一八—一九歲	1	1%	0	0%	
一九—二〇歲	1	1%	0	0%	
二〇—二一歲	1	1%	0	0%	
二一—二二歲	1	1%	0	0%	
二二—二三歲	1	1%	0	0%	
計	20	100%	0	0%	

本邦に於ける結核感染状況とに之が結核死亡率との關係

五一—五五	三一	一七	一〇·〇〇	一一〇	一一〇	九〇·九	九〇·一	六四	六〇·一
五六—六〇	一六	三三	一〇·八	二〇	二〇	九〇·九	九〇·一	一四	一〇·三
六一—六五	一七	二七	一〇·九	一八一	一八一	九〇·六	九〇·一	一〇八	九〇·六
六六—七〇	一四	一六	一〇·八	八〇	八〇	九〇·〇	九〇·一	一〇九	九一·九
七一—	一五	一〇	一〇·三	一七	一七	九〇·三	九〇·一	一〇〇	九一·九
計	五四一	一六一	一〇·三	五九〇	一六〇	九〇·三	九〇·一	一〇〇	九一·九

五、山形縣

山形地方學童四、〇〇〇名に就て 宇留野氏は昭和十三年山形市内二校市外三校を調査して男女別に之を觀察し、男兒に高く女兒に低しと云ふ。都鄙別に見れば市部に於て 一二・四七—二七・〇、村部に於て 〇一一六・六七%の陽性率である。

六、福島縣

宮下小學校に於ける萩原、阪井氏等の検査成績は五九七名中 一一・七%の陽性を示してゐる。

七、栃木縣

伊藤、栗原兩氏は

日 光 町	初等科	三一〇・一%	高等科	三七・二%	年 齢	被檢 者	陽性 率	陽性 者									
鹽 原 町	初等科	二六・九%	高等科	二二・四%	〇一—四	一〇	八	〇·三	五九	三	〇·三	一九	二	〇·六	一六	一〇	一〇·三
足 利 市	初等科	一六・八%			五一—九	六四	三	三	五〇	三	二·三	一〇四	三	二·六	一三	三	一六·六
農 村 六 校		七・一%	高等科	一一一·〇%	一〇一—一四	一六	一〇	一〇	一〇	一〇	一·〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇·三
宇都宮(石川氏による)	高等科	一一〇・九%			一五—二九	一六	一六	一六	一六	一六	一·六	一六	一六	一六	一六	一六	一六·六
					三〇—三四	三七	一〇	三	三	三	一·三	三	三	三	三	三	一·三
					三五—三九	三〇	八	三	三	三	一·〇	三	三	三	三	三	一·〇
					四〇—四四	三一	一〇	九	九	九	一·〇	九	九	九	九	九	一·〇
					四五—四九	三一	九	九	九	九	一·〇	九	九	九	九	九	一·〇
					五〇—五四	三一	九	九	九	九	一·〇	九	九	九	九	九	一·〇
					五五—五九	三一	一〇	五	一·七	一七	一·七	一七	一七	一七	一七	一七	一·七
六〇—	三七	一七	一〇·六	一〇·六	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一·七
計	五四〇	一〇〇	一·六	四·八	一·六	一·六	一·六	一·六	一·六	一·六	一·六	一·六	一·六	一·六	一·六	一·六	一·六

性率を發表し男女は略同率である。後藤氏は某機械工場に於て男子八五七名(一二一六〇歳迄)の検査を行ひ四四%に於て陽性、女子は三九三名中三一名の陽性者を報告して居る。

九、埼玉縣

埼玉縣富岡村に於ける野邊地氏等の昭和十四、十五兩年に亘る村民「ツ」反應調査成績並に本研究所に於て余等の行ひたる東吾野村全村民の検査成績とを總括する時は第十二表に示す如くにしてその陽性率は極めて低い。東吾野村學童の昭和十六、十七兩年に行ひたる成績は陽性率低く平均五・四九%である。

第十二表 埼玉縣農村々民並ニ學童ノ陽性率

男

女

計

又宇都宮專賣局煙草工場にて一七—三〇歳以上の男女三三三名中三〇五名九一・五%の陽性を報告してゐる。

八、群馬縣

縣内學童二九、八四九名に就て衛生課に於て検査の結果一六・四四%の陽

昭和十四年國民體力管理制度準備調査の成績によれば次の様である。(實)

第十三表 茨城縣市部及村部市部學童ノ陽性率

井出、渡部兩氏は水戸市及農村の學童を調査し、その成績を一括すると第十三表の如く、市部初等科一年一〇・六三%、最高は一三歳の二九・八一%にして、村部に於ては六一七歳六・二九%、最高二十二一三歳三〇・五七%を示して居る。

二二、東京府

女別に觀察する時は第十四表の如き成績であつて町部村部に比し、
昭 奥野、岡田、京橋區 二六、元 三〇、^名〇一八〇歳迄住民
タ 近藤政義 東方舊區 三五、四三 三九 初一一高二學童

第十四表 A 東京市内〇一二〇歳迄ノ「ツ」反應陽性率

本邦に於ける結核感染状況並に之が結核死亡率との關係

第十四表 C 東京京橋區民ノ「ツ」反應陽性率

市町村別住民の年齢別觀察をなしてゐるが石川縣村部の陽性率は他府縣村部に比し非常に高率を示してゐる。

年齢	齡	被檢者	陽性率	學童	合計
〇一	四歲	三六一〇	一五・〇一	—	三六一〇
五一	九	四〇七	三九・八六	八・三六八	三一・八四
一〇一	一四	八〇	四五・四八	六・五五一	四六・二七
一五一	一九	一一〇	六七・七六	—	—
二〇一	一四	一三一〇	七九・四八	—	—
二五一	一九	一一五七	八四・一二	—	—
三〇一	三四	七九四	八五・〇六	—	—
三五一	三九	五五八	八八・三七	—	—
四〇一	四四	四〇八	九〇・四四	—	—
四五一	四九	三三三	八七・一四	—	—
五〇一	八三七	八四・六二	—	—	—

その陽性率高く、大阪市内の夫れに劣る。東京附近の町部及村部の陽性率は他府縣の夫れと同様に非常に低率である。

市内住民の「ツ」反應成績は奥野、岡田兩氏によるもののみにてその陽性率は第十四表の如くである。

一三、新潟縣

小松雄吉氏は柿崎町學童六九一名を檢し、二四・四五%の陽性率を又柿崎町某軍需工場に於ては一三一五七歳迄の男子に於て五五・三〇%一一一四一歳の女子に於ては三三・六六%の陽性率を報告して居る。

一四、石川縣

有馬、安達、曾根氏等による詳細なる報告があり縣内村部の學童は五、二五一名の被檢人員中一六・六%に於て、町部一、四八三名中二六・七%金澤市内學童二、一二六名中三〇・七%に於て陽性者を見出した。學童の他各

第十五表 A 石川縣學童男女合計

市 部		町 部		村 部	
一〇一	九一〇	一〇一	九一〇	六一	七一
一一一	九一〇	一一一	九一〇	七一	八一
一二一	九一〇	一二一	九一〇	八一	九一〇
一三一	九一〇	一三一	九一〇	七一	八一
一四一	九一〇	一四一	九一〇	六一	七一
一五一	九一〇	一五一	九一〇	五一	六一
一六一	九一〇	一六一	九一〇	四一	五一
一七一	九一〇	一七一	九一〇	三一	四一
一八一	九一〇	一八一	九一〇	二一	三一
一九一	九一〇	一九一	九一〇	一九	二九
二〇一	九一〇	二〇一	九一〇	一八	二八
二一一	九一〇	二一一	九一〇	一七	二七
二二一	九一〇	二二一	九一〇	一六	二六
二三一	九一〇	二三一	九一〇	一五	二五
二四一	九一〇	二四一	九一〇	一四	二四
二五一	九一〇	二五一	九一〇	一三	二三
二六一	九一〇	二六一	九一〇	一二	二二
二七一	九一〇	二七一	九一〇	一一	二一
二八一	九一〇	二八一	九一〇	一〇	二〇
二九一	九一〇	二九一	九一〇	九	一九
三〇一	九一〇	三〇一	九一〇	八	一八
三一	九一〇	三一	九一〇	七	一七
三二	九一〇	三二	九一〇	六	一六
三三	九一〇	三三	九一〇	五	一五
三四	九一〇	三四	九一〇	四	一四
三四五	九一〇	三四五	九一〇	三	一三
三四六	九一〇	三四六	九一〇	二	一二
三四七	九一〇	三四七	九一〇	一	一一
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇	三四九	九一〇	—	—
三四一	九一〇	三四一	九一〇	—	—
三四二	九一〇	三四二	九一〇	—	—
三四三	九一〇	三四三	九一〇	—	—
三四四	九一〇	三四四	九一〇	—	—
三四五	九一〇	三四五	九一〇	—	—
三四六	九一〇	三四六	九一〇	—	—
三四七	九一〇	三四七	九一〇	—	—
三四八	九一〇	三四八	九一〇	—	—
三四九	九一〇				

第十五表 B 石川縣金澤市ニ於ケル結核感染度（一〇、七六七名）

三五
一三九

三
五

二八五

九〇·四 土一·六六〇

四

三

卷之三

二二

卷之三

第十五表 C 石川縣町部ニ於ケル結核感染度 (四〇四五名)

石川縣

カル
精

度(四〇四五名)

七〇

—

—

三	一	六	四	士	四	三	九	五
三	二	一	八	六	五	四	三	九
三	三	二	七	六	五	四	三	九
三	四	三	九	二	八	七	六	五
三	五	三	九	三	八	七	六	五
三	六	三	九	四	八	七	六	五
三	七	三	九	五	九	八	七	六
三	八	三	九	六	九	九	七	六
三	九	三	九	七	三	八	六	五
三	十	三	九	八	九	三	八	七
三	一	一	九	六	九	二	七	六
三	二	一	九	七	三	八	六	五
三	三	一	九	八	九	九	七	六
三	四	一	九	九	八	八	八	七
三	五	一	九	八	八	七	七	六
三	六	一	九	七	七	七	六	五
三	七	一	九	六	九	六	五	四
三	八	一	九	五	八	八	七	六
三	九	一	九	四	七	八	六	五
三	十	一	九	三	七	七	五	四
三	一	一	九	二	八	八	四	三
三	二	一	九	一	七	八	三	二
三	三	一	九	零	六	七	二	一
三	四	一	九	零	五	五	一	一
三	五	一	九	零	四	四	一	一
三	六	一	九	零	三	三	一	一
三	七	一	九	零	二	二	一	一
三	八	一	九	零	一	一	一	一
三	九	一	九	零	零	零	零	零

六一七 一五四 三五 一八・〇四 二二〇 五五 一六・六六 五〇 一七・〇四

七一八 三〇四 六一 一〇・〇四 二二〇 五五 一六・六〇 五〇 一七・〇六

八一九 三〇〇 五八 一五・一〇 一五二 五五 一六・五九 五〇 一七・〇九

九一〇 三〇〇 五八 一五・一〇 一五二 五五 一六・五八 五〇 一七・一〇

一〇一 一 三〇〇 五八 一五・一〇 一五二 五五 一六・五七 五〇 一七・一一

一一一 一 三〇〇 五八 一五・一〇 一五二 五五 一六・五六 五〇 一七・一二

一二一 一 三〇〇 五八 一五・一〇 一五二 五五 一六・五五 五〇 一七・一三

一三一 一 三〇〇 五八 一五・一〇 一五二 五五 一六・五四 五〇 一七・一四

計 一〇〇〇 五五 一五・一〇 一五二 五五 一六・五三 五〇 一七・一五

町 部

六一七 五九 一五二 一八・一四 一四〇 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一六

七一八 一三〇 三五 一〇・一四 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一七

八一九 一八〇 五八 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一八

九一〇 一三〇 五八 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一九

一〇一 一 一三〇 五八 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一〇

一一一 一 一三〇 五八 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一一

一二一 一 一三〇 五八 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一二

一三一 一 一三〇 五八 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一三

計 一〇〇〇 五五 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一四

村 部

六一七 一三〇 三五 一〇・一四 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一五

七一八 一〇〇 三五 一〇・一四 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一六

八一九 一〇〇 五八 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一七

九一〇 一〇〇 五八 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一八

一〇一 一 一〇〇 五八 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一九

一一一 一 一〇〇 五八 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一〇

一二一 一 一〇〇 五八 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一一

一三一 一 一〇〇 五八 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一二

計 一〇〇〇 五五 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一三

計 一〇〇〇 五五 一五・一〇 一五二 一五・五 一五・九 一五・〇 一七・一四

一六、長野縣
大久保氏により農村の學童五二七名の検査が行はれ六・〇七%なる非常
に低い陽性率を示して居る。

一七、靜岡縣

稻玉、吉田、高野等によつて沼津商業生徒一二八名の検査が施行され四
九・一%の陽性者を見出した。

一八、愛知縣

昭一 田 中 市 次 名古屋市内 一五・五 三五 七一 一二歳學童男兒

一五・五 三五 七一 一二歳學童女兒

一五・五 三五 初一 一六歲童

一五・五 三五 五十六歲園兒

一五・五 三五 一八一三〇歲以上

鐵道病院看護婦

一三一六〇以上女工

男子工員

一三一六〇以上學童

近藤庸人

昭一五

加藤喜一

昭長屋 浩

名古屋市内

名古屋市内

名古屋市内

名古屋市内

名古屋市内

名古屋市内

名古屋市内

名古屋市内

名古屋市内

第十七表 名古屋市結核豫防會昭15度

	男	女	計
	%	%	%
一	一五・五	一五・五	一五・五
二	一五・五	一五・五	一五・五
三	一五・五	一五・五	一五・五
四	一五・五	一五・五	一五・五
五	一五・五	一五・五	一五・五
六	一五・五	一五・五	一五・五
計	一五・五	一五・五	一五・五

名古屋市内

一一 三一四一 一七四四 四〇八 二二五二 一九三一 三四三

計

合計 順序番号 年齢 痘被検者数 痘陽性率 %

一九、兵庫縣

井上卓二 神戸市内 五〇名 五・一 %

神戸市 〃 五〇名 五・一 %

昭一五 古川三郎 五・一 %

山本、池内、宮西 五・一 %

昭一三 西垣、八太、賀來 五・一 %

昭一四 古川三郎 五・一 %

昭一六 高一高二ノ學童 五・一 %

昭一七 高一高二ノ男兒 五・一 %

昭一八 高一高二ノ女兒 五・一 %

昭一九 高一高二ノ女 五・一 %

昭二〇 高一高二ノ女 五・一 %

昭二一 高一高二ノ女 五・一 %

昭二二 高一高二ノ女 五・一 %

昭二三 高一高二ノ女 五・一 %

昭二四 高一高二ノ女 五・一 %

昭二五 高一高二ノ女 五・一 %

昭二六 高一高二ノ女 五・一 %

昭二七 高一高二ノ女 五・一 %

昭二八 高一高二ノ女 五・一 %

昭二九 高一高二ノ女 五・一 %

昭三〇 高一高二ノ女 五・一 %

昭三一 高一高二ノ女 五・一 %

昭三二 高一高二ノ女 五・一 %

昭三三 高一高二ノ女 五・一 %

計

一一〇、京都府

昭一三 千葉知行 福地山 六七一 %

昭一四 千葉知行 福地山 六七一 %

昭一五 千葉知行 福地山 六七一 %

昭一六 富田房精 京都市 三七一 %

昭一七 富田房精 京都市 三七一 %

昭一八 富田房精 京都市 三七一 %

昭一九 富田房精 京都市 三七一 %

昭二〇 富田房精 京都市 三七一 %

昭二一 富田房精 京都市 三七一 %

昭二二 富田房精 京都市 三七一 %

昭二三 富田房精 京都市 三七一 %

昭二四 富田房精 京都市 三七一 %

昭二五 富田房精 京都市 三七一 %

昭二六 富田房精 京都市 三七一 %

昭二七 富田房精 京都市 三七一 %

昭二八 富田房精 京都市 三七一 %

昭二九 富田房精 京都市 三七一 %

昭三〇 富田房精 京都市 三七一 %

昭三一 富田房精 京都市 三七一 %

昭三二 富田房精 京都市 三七一 %

昭三三 富田房精 京都市 三七一 %

昭三四 富田房精 京都市 三七一 %

昭三五 富田房精 京都市 三七一 %

昭三六 富田房精 京都市 三七一 %

昭三七 富田房精 京都市 三七一 %

昭三八 富田房精 京都市 三七一 %

昭三九 富田房精 京都市 三七一 %

昭三一〇 富田房精 京都市 三七一 %

第十八表 兵庫縣神戸市内學童

男

女

計

年齢 被檢者陽性率 % 被檢者陽性率 % 被檢者陽性率 %

六一 七歲 一・一〇 一・一〇 一・一〇

六二 八歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六三 九歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六四 一〇歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六五 一一歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六六 一二歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六七 一三歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六八 一四歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六九 一五歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

七〇 一六歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

七一 一七歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

七二 一八歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

七三 一九歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

一一一、和歌山縣

昭一五 小倉勇和歌山市

昭一六 河合宗治丹波町

昭一七 三重縣

昭一八 三重縣

昭一九 三重縣

昭二〇 三重縣

昭二一 三重縣

昭二二 三重縣

昭二三 三重縣

昭二四 三重縣

昭二五 三重縣

昭二六 三重縣

昭二七 三重縣

昭二八 三重縣

昭二九 三重縣

昭三〇 三重縣

以上市内學童を集計すると次の様な成績である。

第十九表 兵庫縣神戸市内學童

男

女

計

年齢 被檢者陽性率 % 被檢者陽性率 % 被檢者陽性率 %

六一 七歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六二 八歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六三 九歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六四 一〇歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六五 一一歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六六 一二歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六七 一三歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六八 一四歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

六九 一五歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

七〇 一六歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

七一 一七歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

七二 一八歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

七三 一九歲 一・一・一 一・一・一 一・一・一

二四、大阪府

昭一二 河盛勇造 大阪市内

昭一三 河盛勇造 大阪市内

昭一四 河盛勇造 大阪市内

昭一五 河盛勇造 大阪市内

昭一六 河盛勇造 大阪市内

昭一七 河盛勇造 大阪市内

昭一八 河盛勇造 大阪市内

昭一九 河盛勇造 大阪市内

昭二〇 河盛勇造 大阪市内

昭二一 河盛勇造 大阪市内

昭二二 河盛勇造 大阪市内

昭二三 河盛勇造 大阪市内

昭二四 河盛勇造 大阪市内

昭二五 河盛勇造 大阪市内

計

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

%

名

名

%

名

%

名

%

第十九表 A 大阪市學童その他の「ツ」反應陽性率

二五十二九	四〇七八	三八五	九三五	二四〇	一六〇	八〇八	八三三	七七七	
三〇一三四	一	一	一	一	一	一	一	一	
三五一三九	一	一	一	一	一	一	一	一	
四〇一四四	一	一	一	一	一	一	一	一	
四五一四九	一	一	一	一	一	一	一	一	
五〇一五四	一	一	一	一	一	一	一	一	
五五一五九	一	一	一	一	一	一	一	一	
六〇一六四	一	一	一	一	一	一	一	一	
六五一六九	一	一	一	一	一	一	一	一	
七〇一	一	一	一	一	一	一	一	一	
計	二六八三	三六七七	七五三〇	一〇六三	七〇五	六六	四〇三七	三六三一	七〇三

第二十表A 香川縣學童並に中等學校生徒「ツ」反應調查成績

以上を年齢別に觀る時は第十八表の如く即ち大阪は全國第一位の性率を示し、園児既に四二・一三%、小學校卒業頃五〇%を超え、二十歳にして七五・九五%に上昇して居る。

昭一二	竹川 泰治	純農村	一、二八五 名
昭一三	清水 親義	〃	六・八五 %
昭一四	鈴木 茂	松江市	五八九
昭一五	〃	〃	三六・六七
昭一六	〃	今市町	六三四
昭一七	〃	八三	六一・一九
昭一八	〃	七八	八三・四八
昭一九	〃	三三・四三	七十九歲羸弱兒童
二二六	廣島縣		某高女生徒 一四年及補習科
二二七	香川縣		
二二八	竹 嘉	廣 吳 市	初一 一六迄ノ兒童
二二九	竹 嘉	七〇五名	三〇・五%
二三〇	竹 嘉	初一 一六迄ノ兒童	
二三一	竹 嘉	七〇五名	
二三二	竹 嘉	初一 一六迄ノ兒童	
二三三	竹 嘉	七〇五名	
二三四	竹 嘉	初一 一六迄ノ兒童	
二三五	竹 嘉	七〇五名	
二三六	廣島縣		
二三七	香川縣		

昭一四年武智誠藏氏は香川縣下の學童竝中等學校生徒の「ツ」反應を檢し
名ノ縣

本邦に於ける結核感染状況並に之が結核死亡率との關係

合する時は前表の様な成績である。

福岡市内の乳幼児及び學童の陽性率並びに福岡八幡兩市民の検査成績を

計三一三四五八五一一二七八

六
一五六
七
五〇〇

卷之三

卷一百一十四

卷之三

卷之二

四一
四二
四三
四四
四五
五六
六七
六八
六九

三六十四
三
八五
八三七

三一五
一一〇
一四一
六七·一四

卷之三

卷之三

卷之四

卷之三

卷之三

六十一。一七二五三八三九三三

一
一
五

三
三
三

九

四
一
四

年齢
被検者
陽性者
陽性率

前回
アントワネットの「ツ」反應反編

卷之三

卷之三

11-111. บ้านเดี่ยว ชั้นเดียว ขนาด 10x20 เมตร

卷之三

三九 奈
三〇 和
三一 鳥
三二 島
三三 岡
三四 廣
三五 山
三六 德
三七 香
三八 愛
三九 高
四〇 福
四一 佐
四二 長
四三 熊
四五 大
四五 宮
四六 鹿
四七 沖

良山
取根山
口島山
川島山
媛岡山
知賀崎
本崎
分崎
島崎

三三・八六
三五・七一
三一・七七
一九・六七
二五・七五
三一・〇〇
三三・八七
三四・九〇
三三・九九
三八・七七
三〇・三六
三〇・〇〇
三三・〇八
三三・九四
三三・八〇
二九・四九
二三・四四
二五・一七
四〇・四〇

二八・九一
三四・六六
三〇・一一
三五・四八
一四・七九
三一・〇八
三三・六八
三四・三八
三五・六四
三四・五六
一九・六七
三九・一八
二七・八七
三〇・三八
三三・八〇
二九・四九
二三・四四
二三・六〇
二八・六三
二三・六〇
三四・七九

率ではない。併し一定の年齢に於ける人口の結核に對する抵抗力を知る上

の一つの示標と爲し得るものと思ふ。)を年齢別に觀察するに第二十二表の様に〇十四歳に於て最も高く二〇一二四歳の〇・八四%之れに次ぎ、次いで一五一九歳の〇・七四%、二五二九歳の〇・五七%であつて、一〇一四歳及び三〇一三四歳の〇・四〇%次いで五十九歳の〇・三〇%にして三〇歳以後は年齢と共に順次漸減の傾向を示して居る。

第二十二表 全 國

歲	歲	人 口	陽性率 (%)	推定陽性者數	結核死亡數	致死率 (%)
〇一	四歲	九,三六,五〇	五〇	五〇	五,一四	一〇
五	十九	八,三三,四〇	三五	三五	一,三〇,九一	三,一〇
一〇	一四	七,六五,四〇	三四	三四	一,一〇,〇九	一,一〇
一五	一九	六,一〇,〇七	三七	三七	一,〇〇,〇七	一,〇〇
二〇	一四	六,〇三,〇一	三三	三三	一,〇〇,〇三	一,〇〇
二五	一九	五,一〇,〇三	三〇	三〇	一,〇〇,〇三	一,〇〇
三〇	一四	四,〇〇,〇一	二七	二七	一,〇〇,〇一	一,〇〇
三五	一三	三,〇〇,〇一	二三	二三	一,〇〇,〇一	一,〇〇
三五	一三	二,〇〇,〇一	二一	二一	一,〇〇,〇一	一,〇〇
四〇	一四	一,〇〇,〇一	一七	一七	一,〇〇,〇一	一,〇〇
四五	一四	一,一三,三七	一五	一五	一,〇〇,〇一	一,〇〇
五〇	一	一〇,五九,五五	一〇	一〇	一,〇〇,〇一	一,〇〇

第二十三表 市 郡 別

歲	歲	市部人口	陽性率 (%)	陽性者數	結核死亡數	結核感染率 (%)
〇一	四歲	二,七二,七三	八四	二,〇〇	一,〇〇	一,〇〇
五	十九	二,七一,七三	三三	九,〇〇	一,〇〇	一,〇〇
一〇	一四	二,〇〇,〇一	三一	六,〇〇	一,〇〇	一,〇〇
一五	一九	一,九一,九一	二九	五,〇〇	一,〇〇	一,〇〇
二〇	一四	一,〇〇,〇一	一七	一,〇〇	一,〇〇	一,〇〇
二五	一三	一,〇〇,〇一	一五	一,〇〇	一,〇〇	一,〇〇
三〇	一三	一,〇〇,〇一	一三	一,〇〇	一,〇〇	一,〇〇
三五	一三	一,〇〇,〇一	一一	一,〇〇	一,〇〇	一,〇〇
四〇	一四	一,〇〇,〇一	九	一,〇〇	一,〇〇	一,〇〇
四五	一四	一,一三,三七	一七	一,〇〇	一,〇〇	一,〇〇
五〇	一	一〇,五九,五五	一〇	一〇	一,〇〇	一,〇〇

以上の成績(五歳階級別陽性率)を以て昭和十年度國勢調査人口より「ツベルクリン」反應陽性者を推定する時は次表の様な陽性者數を得た。今此の「ツ」反應陽性者に對する昭和十年度結核死亡者の割合(之れは眞の致死

本邦に於ける結核感染狀況並に之が結核死亡率との關係

第二十四表 郡部男女別

五五一五九

卷二五五

圖六八四

一〇六

〇・三

五一一九歲、次いで二五一二九歲の女子、男子の順位である。

六〇一

卷二五五
圖六八五
一〇六
〇・三

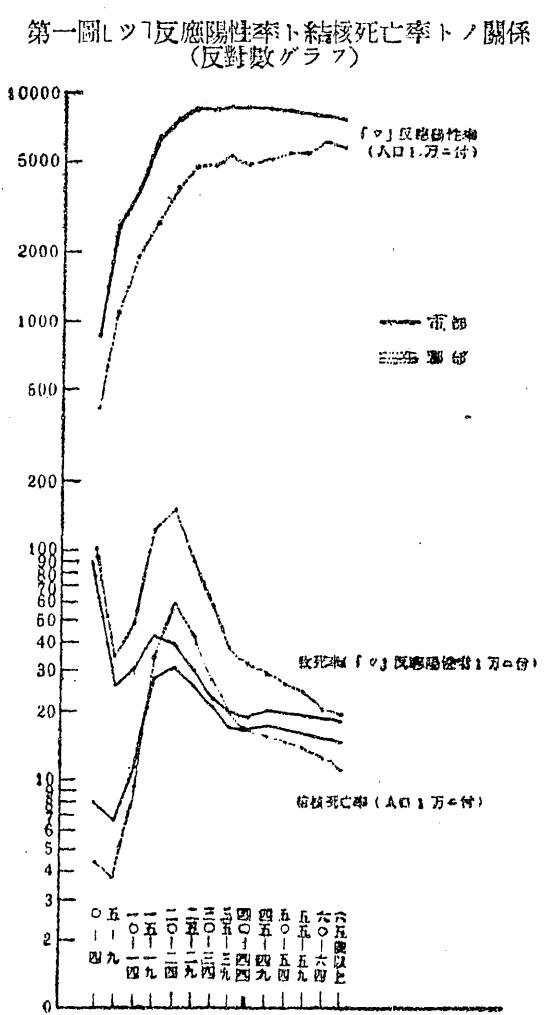
〇・四

之れを市部と郡部とに分ける時は郡部に於ける致死率は市部に比し高率を示す、市部に於ては〇一四歳に次ぎ一五、一九歲、二〇一一四歲一〇一

五

一四歲、二五一一九歲の順位を示すが郡部に於ては最も高きは一〇一一四歲次いで一五一一九歲、次いで〇一四歲、二五一一九歲、三〇一一三四歲、一〇一一四歲の順位を示して四〇歳以後は年齢と共に減少して居る。即ち

郡部居住者の「ツベルクリン」反應陽性者數は少いが陽性者の結核致死率は大であり就中二〇歳前後に於て著明である。(第一圖参照)



市部に於ては男女別の記載少く之れを性別の観察不可能であつたが郡部

に於ては(男女合計の分と數字の一致しないのは男女別不詳を除いたためである)何れも〇一四歳に於て最も高く殊に男子に於て高率であつて次いで女子の一五一九歲、次ぎは男子及び女子の二〇一一四歲から男子の一

本邦に於ける結核感染既況並に之が結核死亡率との關係

以上を総括すれば學齡前の乳幼兒の「ツ」反應陽性率は二一、一五、三五%平均八、一九%にして學齡期に於ては一四、四一より三六、九五%に上昇平均二二、八三%にして、一五歲以後二〇歲にては四四、〇%より五六%に上升平均五一、七三%を示して居る。

性別に觀察する時は學齡期に於ては村部及町部に於てはその差を認めないが市部の高學年及一五歲以後に於て男子に於て其の陽性率高きは社會的接觸によるものであらうか。

之等を府縣別に見る時は大阪に於てその陽性率最も高く兵庫、東京、京都等大都市を含む府縣に於て高率を示し、農村部の陽性率は非常に低く六一七歲に於て三・五、五・一六、六・五%等を示すものさへある。

市郡別五歲階級別の「ツ」反應成績は市部に於て、その陽性率高きは勿論なるもその上昇度は年齢と共に急激に増加し二五一一九歲に於て最高八五%に達するも、村部に於ては陽性率は市部の略々二分の一定程度にして三五歲を過ぎてはじめて五〇%以上となるに至る。

「ツ」反應陽性者と結核死亡者との關係を見るに〇一四歳に於て最も高きは「ツ」反應陽性者少きも感染者の致死率は市部に比し高率である。

但シ國民徵用令第十八條第二項ノ規定ニ依リ既ニ
厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ニ付テハ此ノ限ニ
在ラズ

様式第一號乃至第四號中「認可」ヲ「承認」ニ、「厚生
大臣」ヲ「所管勞務監理官」ニ改ム

彙報

第十條第一項中「厚生大臣ノ認可」ヲ「所管勞務監理
官ノ承認」ニ、同條第三項中「許可ノ申請書」ヲ「承認
ノ申請書」ニ改ム

第十三條第二項ヲ削リ同條第一項中「計畫ヲ定メ厚
生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦
同ジ」ヲ「計畫ヲ定ムベシ」ニ、同條第三項中「認可ヲ
受クベキ期限」ヲ「計畫ヲ定ムベキ期限」ニ改メ同項

ヲ第二項トス

第十四條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ事業主
ニ對シ給食施設、應急診療方法其ノ他ノ厚生施設
ヲ爲スコトヲ命ズルコトアルベシ

第五條第一項ニ左ノ二號ヲ加フ
七 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就
職ト看做サルル場合ニ於ケル同種（別表事業分
類表ノ中分類ニ依ル以下同ジ）ノ工場、事業場

其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス技能者ノ所屬ノ
移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨ
リ令第七條第二號ニ定ムル者ニ技能者ノ所屬ノ

移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行
地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

八 徵用セラレタル技能者其ノ工場、事業場其ノ
他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合

第六條第一項ニ左ノ二號ヲ加フ
六 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就
職ト看做サルル場合ニ於ケル同種ノ工場、事業
場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス國民學校修
了者ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者

以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ國民
徵用令第十八條第二項ノ規定ニ依リ既ニ
厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ニ付テハ此ノ限ニ
在ラズ
斯

（昭和十八年二月十五日
厚生省令第三十五號）

第一條 重要事業場勞務管理令施行規則中左ノ通改正
ノ他ノ省令中改正ノ件
行政事務簡素化具體化ノ爲にする重要事業場勞務管
理令施行規則其の他の省令中改正の件は昭和十八年二
月十五日付官報を以て左の通り公布せられた。
行政事務簡素化具體化ノ爲ニスル
重要事業場勞務管理令施行規則其
ノ他ノ省令中改正ノ件

第二條 第一項但書中「鐵道營業法」ノ上ニ「國民徵用
令第十八條第二項ノ規定ニ依リ既ニ厚生大臣ノ認可
ヲ受ケタル事項」ヲ加フ

第五條 第六條及第八條ニ左ノ但書ヲ加フ
第三十七條 削除

學校修了者ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使

用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ

在ラズ

七 徵用セラレタル國民學校修了者其ノ工場、事

業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合

第七條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 第一期 四月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レン

トスル申請ニ在リテハ期開始ノ年ノ一月十日

二 第二期 十月ヨリ翌年三月迄ノ間ニ於テ雇入

レントスル申請ニ在リテハ期開始ノ年ノ七月十

日第十條第一項第五號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第六號

ヲ第八號ニ改ム

六 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就

職ト看做サルル場合ニ於ケル同種ノ工場、事業

場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス一般青壯年

ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外

ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ一般青壯

年ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所

ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 徵用セラレタル一般青壯年ノ工場、事業場

其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合

第十一條 第一項中「國民學校修了者及」ヲ削ル

第十五條 厚生大臣ノ別ニ指定スル者ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ毎月ノ從業者ノ充足及異動狀況ヲ様式第十一號ニ依リ翌月十日迄ニ直接

厚生大臣ニ報告スベシ

前項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

第十六條ノ二 事業主第五條第一項第七號、第六條

第一項第六號又ハ第十條第一項第六號ノ規定ニ

依リ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ヲ使

様式第六號ノ「利用狀況」欄ノ下ニ左ノ「從業者異動狀況」欄ヲ加フ

使用又ハ解雇ニ付様式第十號ニ依ルモノトス

用スルニ至リタルトモハ様式第十一號ノ二ニ依リ
五日以内ニ其ノ者ヲ使用スル場所ノ所在地ノ所轄
國民職業指導所長ニ届出ヅベシ

第十八條 令第十七條第二項ノ通報ハ管轄區域内ニ
在ル國又ハ道府縣ノ施設ニ於ケル從業者ノ雇入、

國民職業指導所長ニ届出ヅベシ

前中期入雇人(用徵)		前中期入雇人(用徵)		前中期入雇人(用徵)	
前核者	中期核者	前核者	中期核者	前核者	中期核者
國修了者	國修了者	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ
認可	認可	依ルモノ	依ルモノ	依ルモノ	依ルモノ
國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ
緣故認可	緣故認可	依ルモノ	依ルモノ	依ルモノ	依ルモノ
特定期	特定期	認可	認可	依ルモノ	依ルモノ
其ノ他ノ雇入	其ノ他ノ雇入	依ルモノ	依ルモノ	依ルモノ	依ルモノ
計	計	計	計	計	計
前記	中期	末現	在人	員	員
徵用	用	二依	ルモ	ノ	ノ
其ノ他ノ雇入	其ノ他ノ雇入	依ルモノ	依ルモノ	依ルモノ	依ルモノ

樣式第十號ノ記載心得二ノ末尾ノ「年月日ヲ記載スルコト」ノ下ニ「尙含第十一條第三項ノ從業者ノ所屬移動(轉勤)ニ依ルモノノ中認可ニ依ラザルモノニ付テハ所屬移動(轉勤)アリタル年月日及其ノ旨ヲ記載スルコト」ヲ加フ

様式第十一號

(記載心得)

從業者異動状況報告(通報)			昭和 年 月 分			極祕					
事業ノ種類			工場鑑山名			所在地			本月末從業者現在數		
生産品目			本月ニ於ケル異動状況								
從業者種別	前月末從業者現在數	本月ニ於ケル異動状況	本月末從業者現在數								
種別	履(使)入用	左ノ内國職業紹介ニ依ルモノ	徴用ニ依ルモノ	解(解)雇	雇除	差引増減▲数	男	女	計	男	女
種別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
職鑑	工夫										
職員其ノ他											
計											
集團移入朝鮮人勞務者											
其ノ他											
勤勞報國隊員											
備 考											

昭和 年 月 日

報告者 氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)圓

八、「從業者種別」中「職工鑑夫」欄ニハ其ノ下欄ノ各種別ニ記載スベキ勞務者以外ノ職工又ハ鑑夫ニ付記載シ(職工ノミヲ使用スル場合ハ鑑夫ノ文字ヲ、鑑夫ノミヲ使用スル場合ハ職工ノ文字ヲ抹消スルコト)、「職員其ノ他」欄ニハ「職工鑑夫」及其ノ下欄ノ各種別ニ記載スベキ勞務者以外ノ職員其ノ他ニ付記載シ、「集團移入朝鮮人勞務者」欄ニハ國民勤員計畫ニ依リ集團移入シタル朝鮮人勞務者ノミヲ記載シ、「其ノ他」欄ニハ華人又ハ俘虜ヲ使用シタル場合ニ之ヲ記載シ、「勤勞報國隊員」欄ニハ國民勤勞報國協力令

- 一、本屆ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(縦152 mm 寸257 mm)トスルコト
 二、本報告ハ厚生大臣ノ特ニ指定シタル者ニ於テ毎月分ヲ翌月十日迄ニ厚生大臣ニ報告スルモノトス尙標題ノ「通報」ノ文字ハ國及道府縣ノ施設ニ於テ爲ス場合ニ用フルモノニ付一般ノ報告ニ在リテハ當該文字ヲ抹消スルコト
 三、從業員ノ員數ノ記載ハ「アラビヤ」數字ニ依ルコト
 四、「事業ノ種類」ハ勞務調整令第七條第二號ノ指定事業ニ該當スルモノニ付テハ其ノ指定ノ事業名ニ依ルコト
 五、「生産品目」多種ニ瓦ルトキハ其ノ主タルモノニ付記載スルコト
 六、本報告ノ從業者中ニハ日雇入レタル者ヲ除キ本令ノ雇入及就職制限ノ適用ヲ受ケザル者モ之ニ含マシムルコト
 七、「區別」中「前月末從業者現在數」及「本月末從業者現在數」欄ニハ各其ノ現在ニ於ケル全從業者(被徵用者ヲ含ム)ニ付從業者種別ニ從ヒ之ヲ記載シ、「雇入(使用)」欄ニハ國民職業指導所ノ紹介及認可ニ依ルモノ其ノ他總テノ雇入(使用)ニ依ルモノヲ記載シ、「左ノ内國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ」欄ニハ左欄ニ記載スベキ「雇入(使用)」員數ノ内當月中國職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入レタルモノヲ記載シ、「徵用ニ依ルモノ」欄ニハ增加徵用ニ依ルモノノミヲ記載シ、「解雇(解除)」欄ニハ當月中解雇シタルモノ及徵用解除又ハ勤勞報國隊員ノ解除其ノ他ニ因ル退場者ヲ記載スルコト

(一)自動車製造業	二、鐵及加工油製造業
二、自轉車及其ノ他同種ノ車輛製造業	三、ゴム製品類製造業
三、船舶製造業	四、バルブ製造業
四、航空機及航空機部分品製造業	五、計測器類製造業
五、運搬機械製造業	六、及氣體壓縮機製造業
六、農業及土木建築用機械器具製造業	七、農業學術及醫療機械器具製造業
七、風景測量器具製造業	八、光學機械器具類製造業
八、樂器類及聲音機製造業	九、元、銃砲、彈丸、兵器類製造業
九、照明用機械器具製造業	十、其ノ他同種ノ機械器具工業
一〇、機械器具裝置業	一一、機械器具裝置業
一一、製藥業	一二、工業藥品製造業
一二、工業染料及中間物製造業	一三、染料及顏料製造業
一四、塗料及漆類製造業	一五、毛、發火物製造業
一五、植物油脂類製造業	一六、礦物油製造業
一六、動物油脂製造業	
(二)土木建築業	(三)其ノ他工業
一、印刷業及製本業	一、織物業
二、紡績業	二、編物組物業
三、製絲業	三、綿製造業
	四、染色及整理業
	五、其ノ他同種ノ紡織工業
(四)化學工業	(五)ガス業及水道業
一、其ノ他同種ノ化學工業	一、石鹼及化粧品製造業
二、ガス業	二、電氣業
三、水道業	三、陶磁器製造及繪付業
四、電氣業	四、ガラス及ガラス製品製造業
五、水道業	五、其ノ他同種ノ土石工業
六、電氣業	六、其ノ他同種ノ土石工業
七、陶磁器製造及繪付業	七、瓦斯及瓦斯製品製造業
八、其ノ他同種ノ土石工業	八、其ノ他同種ノ土石工業
九、其ノ他同種ノ土石工業	九、瓦斯及瓦斯製品製造業
一〇、其ノ他同種ノ土石工業	一〇、瓦斯及瓦斯製品製造業
一一、其ノ他同種ノ土石工業	一一、瓦斯及瓦斯製品製造業
一二、其ノ他同種ノ土石工業	一二、瓦斯及瓦斯製品製造業
一三、其ノ他同種ノ土石工業	一三、瓦斯及瓦斯製品製造業
(六)窯業及土石	(七)紡織工業
一、其ノ他同種ノ窯業	一、紡績業
二、瓦斯及瓦斯製品製造業	二、製絲業
三、其ノ他同種ノ土石工業	三、其ノ他同種ノ土石工業
四、其ノ他同種ノ土石工業	四、其ノ他同種ノ土石工業
五、其ノ他同種ノ土石工業	五、其ノ他同種ノ土石工業
六、其ノ他同種ノ土石工業	六、其ノ他同種ノ土石工業
七、其ノ他同種ノ土石工業	七、其ノ他同種ノ土石工業
八、其ノ他同種ノ土石工業	八、其ノ他同種ノ土石工業
九、其ノ他同種ノ土石工業	九、其ノ他同種ノ土石工業
一〇、其ノ他同種ノ土石工業	一〇、其ノ他同種ノ土石工業
一一、其ノ他同種ノ土石工業	一一、其ノ他同種ノ土石工業
一二、其ノ他同種ノ土石工業	一二、其ノ他同種ノ土石工業
一三、其ノ他同種ノ土石工業	一三、其ノ他同種ノ土石工業
(八)製材及木製品工業	(九)食料品工業
一、製材及合板業	一、精製業
二、木製品工業	二、製粉及澱粉製造業
三、製糖業	三、精製業
四、醸造業	四、製糖業
五、清涼飲料製造業	五、醸造業
六、菓子、パン、飴類製造業	六、醸造業
七、罐詰及罐詰製造業	七、罐詰及罐詰製造業
八、畜產食料品製造業	八、畜產食料品製造業
九、水產食料品製造業	九、水產食料品製造業
一〇、製茶業	一〇、製茶業
一一、烟草製造業	一一、製茶業
一二、製冰及冷凍食料品製造業	一二、製冰及冷凍食料品製造業
一三、其ノ他同種ノ食料品工業	一三、其ノ他同種ノ食料品工業
一四、印刷業	一四、印刷業
一五、製本業	一五、製本業
一六、紙製品製造業	一六、紙製品製造業

(二)商業

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 九、竹、杞柳、藤類製品製造業 | 三、社會事業團體 |
| 一〇、骨及槧、棕櫚、眞田類製品製造業 | 二九、其ノ他同種ノ團體 |
| 一一、綿、麻、毛及絹製綢緞及網製造業 | 三〇、代書、代願業 |
| 一二、纖維板製造業 | 三一、其ノ他同種ノ自由業 |
| 一三、皮革製品製造業 | 三二、家事業 |
| 一四、鉛錫金屬製モノヲ除ク) 製造業 | 三三、其ノ他同種ノ商業 |
| 一五、刷毛及刷子製造業 | 三四、新聞發行販賣業 |
| 一六、漆器製造業 | 三五、百貨店 |
| 一七、製帽業 | 三六、其ノ他同種ノ物品販賣業 |
| 一八、玩具(金屬製モノヲ除ク) 製造業 | 三七、貿易業 |
| 一九、映畫製作業 | 三八、媒介周旋業 |
| 二〇、寫真業 | 三九、金融、保險業 |
| 二一、塗裝業 | 四〇、預り業、質貸業 |
| 二二、骨、角、蹄、甲、牙及貝類製品製造業 | 四一、娛樂興行ニ關スル業 |
| 二三、醫療材料品製造業 | 四二、接客業 |
| 二四、毛筆、萬年筆、鉛筆及クレヨン製造業 | 四三、其ノ他同種ノ商業 |
| 二五、和傘洋傘製造業 | |
| 二六、草履(革製及ゴム製モノヲ除ク) 爪草類製造業 | |
| 二七、羽毛及獸毛漂白整理業 | |
| 二八、其ノ他ノ雜工業中同種ノ製造加工業 | |
| 二九、米穀類販賣業 | |

(一)公務自由業

(二)交通業

- | | |
|----------------|------------------------------------------------|
| 一、辯護士、辦理士事務所 | 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス |
| 二、執達吏役場(公證人役場) | 昭和十八年四月一日ヨリ同年九月三十日迄ノ間ニ於テ |
| 三、司法書士事務所 | 一般青壯年ヲ雇入レントスル申請ニ在リテハ第三條第三項ノ規定ニ拘ラズ昭和十八年二月二十日迄トス |
| 四、教育事業 | |
| 五、宗教 | |
| 六、醫療、衛生業 | |
| 七、著述、藝術、遊藝業 | |
| 八、產業團體 | |

附則
(二)家事業
(一)業
(七)其ノ他ノ産

學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件公布

學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件は昭和十八年三月十七日付官報を以て左の通り公布せられた。

學校卒業者使用制限令施行規則中

改正の件 (昭和十八年三月十七日)

様式第一號ヲ別記ノ如ク改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

學校卒業者使用認可申請書

三中時某月日 年 月 日

平 常 事

16

(裏面)	申 請 / 理 由	機 擬 法 合 名	主 務 官 隊 名	認 許 可 又 ハ 命 令 年 月 日	認 訸 可 又 ハ 命 令 番 號	認 許 可 又 ハ 命 令 の 概 要	
						二開スル 産又ハ 新試験 時資調 ノ他 法令合 依生合 ルニ	トシテ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ作成スルコト 定セザルモノ(例ヘバ電氣業、鐵道及軌道、海運業、航空業、電信電話事業、土 木建築業、放送事業等)ニ在リテハ使用者ノ主タル事務所ニ付作成スルコト
	18 新設又ハ擴張計画ノ概要						
	19 其 ノ 他						
	20 特 ベキ ニ因 酌ス					21 備 考	

申請書作成上ノ注意

一、本申請書ハ學校卒業者ヲ使用スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ作成スルコト
此ノ場合ニ於テ卒業者ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ニ付作成シ、勤務ノ性質上其ノ場所一
トシテ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ニ付作成シ、勤務ノ性質上其ノ場所一
定セザルモノ(例ヘバ電氣業、鐵道及軌道、海運業、航空業、電信電話事業、土
木建築業、放送事業等)ニ在リテハ使用者ノ主タル事務所ニ付作成スルコト

二、本申請書ニハ副本二通ヲ作成添附スルコト

三、「主要生産品目及其ノ額」ノ欄(4)ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト

イ、「生産品目」ハ昭和十四年十二月二十三日商工省告示第三百七十三號ノ生産品

名及主要事業分類ノ生産品目名ニ依リ成ルベク具體的ニ記載スルコト

ロ、生産数量ノ單位ハ任意トスルモ全記載ヲ通ジ統一シ、生産金額ニ付テハ各品
目別ノ生産金額ノ總生産金額ニ對スル百分比ヲ各生産金額ノ右ノ欄ニ記載スル
コト

ハ、軍ヨリ直接受註ノモノニシテ生産額ノ記載困難ナルモノアルトキハ之ヲ記載
セザルヲ得ルコト但シ生産品名ハ(イ)ニ依リ必ズ之ヲ記載スルコト

四、「利用狀況」ノ欄(5)ニハ申請ノ時ノ直前ノ事業年度ニ於ケル生産金額ニ依ル百分
比ヲ記載シ其ノ「軍需」ノ欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ其ノ他軍ノ用ニ供セラレ
タルコト明カナルモノ「官需」ノ欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノニ付記
載スルコト尙生擴ノ品目ニ付テハ「生擴」ノ欄ニ記入スルコト

五、「事業ノ種類」ノ欄(6)ニハ使用場所ニ於ケル主タル事業ノ種類ヲ具體的ニ例ヘバ
石炭礦業、航空機製造業、石油精製業等ノ如ク記載スルコト

六、學校ノ程度ハ「大學」「専門學校」及「實業學校」トシ學科ハ左ノ例ニ依リ區分シ記
載スルコト

機械科、機械工學科、機械學科、化學機械科、工作機械科、鑛山機械科、機
關科、航空學科ノ發動機分科、計器科、原動機科、紡織機械科、木
型科、鑄工科、鑄工冶金科、鍛工科、鍛工冶金科、金屬工藝科、板
金科、仕上科、精密機械科、應用物理學科、應用理化學科ノ應用物

理(分科)、理學科又、應用理學部選擇第一其ノ他之等ノ學科ニ準ズベキ
學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

者ヲ含ム)ノ總員數ヲ記載スルコト
八、申請員數ノ欄(12)ハ學校程度及學科別ニ其ノ所要員數ヲ正確ニ記載スルコト

造船
船—造船學科、船舶工學科(航空分科ハ之ヲ除ク)其ノ他之等ノ學科ニ準
ズベキ學科又ハ分科

航空
空—航空學科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(機關科、航空發動機分
科ハ之ヲ除キ造船學科ノ航空分科ヲ含ム)

冶金
金—冶金學科、金屬工學科、金屬學科、金屬工業科、應用金屬學科、採
修ノモノヲ含ム)

電氣
電氣工學科、電機科、通信工學科其ノ他之等ノ學科ニ準ズベキ學科
又ハ分科

應用化學
應用化學科、電氣化學科、化學工學科、工業化學科、纖維化學科、
應用理化學科ノ應用化學分科、理學科ノ應用理學部選擇第二其ノ他
之等ノ學科ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

染色
染料學科、染色學科、色染料、色染仕上科其ノ他之等ノ學科ニ準ズ
ベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

人造纖維
人造纖維科、化學纖維科

事業
事業—事業學科其ノ他之ニ準ズベキ學科

燃料
燃料學科其ノ他之ニ準ズベキ學科

火藥
火藥學科

採礦
採—採礦學科、鑛山工學科、採炭工學科、採礦冶金科ノ採礦分科其ノ他

之等ノ學科ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

土木
土木工學科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

建築
建築學科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

七、〔總使用員數〕ノ欄(8)ニハ當該使用場所ニ於ケル學校卒業者(本令施行前ノ卒業

九、「擴張等ニ依リ新規ニ要スル工員又ハ鑛夫ノ員數」ノ欄(14)ニハ具體的ニ確定シ居
リ申請ノ年ノ翌年三月末迄ニ計畫實施進捗ノ限度ニ於ケル新規員數ニシテ履入
尙大學卒業者ニ付前記ノ分類ニ依ル學科中特ニ専門ノ事項ヲ修メタル者ヲ希望ス
ル場合ハ其ノ專攻ノ事項ヲ明ニシタル書類ヲ別紙添附スルコト

十、「在勤者中夜間授業ノ指定ノ學校ヲ申請ノ年ニ卒業スベキ者ニシテ申請人ニ於
テ引續キ使用セントスルモノ」欄(15)ノ記載ニ際リテハ該當者ノ有無ヲ入念ニ調査
シ記載事項ノ正確ヲ期スルコト尙本欄記載ノ者ニ付テハ其ノ學校程度及學科別員
數ヲ申請員數(12)中ニ含マシムルコト

十一、申請ノ時迄ノ一年間ニ南方ニ轉出シタル學校卒業者(本令施行前ノ卒業者ヲ
含ム)アルトキ又ハ尚後一年間ニ南方ヘ轉出セシメントスル學校卒業者ニシテ具
體的ニ確定セルモノ乃至見込確實ナルモノアルトキハ其ノ學校程度別及學科別員
數ヲ地域別ニ「其ノ他」ノ欄(16)ニ記載スルコト

十二、將來會社ノ理事者タラシムル目的ヲ以テ其ノ會社ノ理事者ノ子弟等ヲ使用セ
ントスル場合其ノ他特定ノ學校卒業者ヲ使用スベキ事情ノ存スル場合ハ其ノ大要
ヲ「特ニ斟酌スベキ事情」ノ欄(20)ニ記載スルコト

十三、※印ノ附シアル箇所ハ申請人ニ於テ記載ヲ爲サザルコト

十四、本申請書ハ軍需品ヲ生產スル工場、事業場等ニ付テハ

軍資祕其ノ他ニ付

テハ 極祕ノ印ヲ捺印スルコト

十五、本申請書ハ卒業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地
方長官(東京府ニ在リテハ警視總監、鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付

テハ鑛山監督局長)宛親展板トシテ其ノ封皮ノ表ニハ
學卒申請ト朱書スルコ

賃金統制令施行規則中改正の件公布

賃金統制令施行規則中改正の件は昭和十八年二月十日付官報を以て左の通公布せられた。

賃金統制令施行規則中改正の件

(昭和十八年二月十三日)
厚生省令第二號

第十條中「坑内ニ於テ就業スル鑛夫」ノ下ニ及第十一項第三號、第四號又ハ第五號ニ該當スル労務者ニシテ修士又ハ學費後工場又ハ鑛山ニ始メテ雇傭セラル者ヲ加ヘ、第二號及第三號中「一年」ヲ「六月」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十五年十月厚生省令第四十六號賃金統制

令施行規則抄錄

第十條 令第十條第三項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ

坑内ニ於テ就業スル鑛夫ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ工場鑛山ノ勞務者ニ付テハ左ノ各號ニ依ル

一 三十歳未滿ノ未經驗労務者 三年

二 三十歳未滿ノ經驗労務者 一年

三 三十歳以上四十歳未滿ノ勞務者 一年

健康保険及國民健康保険の保険醫及 保險藥劑師の指定に關する件公布

健康保険及國民健康保険の保險醫及保險藥劑師の指

定に關する件は昭和十八年二月二日付官報を以て左の如く定められた。

健康保険及國民健康保険ノ保險醫
及保險藥劑師ノ指定ニ關スル件

院又ハ診療所ニ勤務スル醫師又ハ歯科醫師ヲ包括シ
テ指定スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ前條ノ規定ニ拘ラズ
同條第三號及第四號ニ掲ゲル事項並ニ包括シテ指定シタル旨ヲ告示スペシ

第六條 保險醫又ハ保險藥劑師ハ其ノ指定アリタルト
キハ病院若ハ診療所又ハ藥局ノ見易キ箇所ニ保險醫

又ハ保險藥劑師タルコトヲ表示スベキ標札ヲ掲グベシ

第七條 保險醫又ハ保險藥劑師ハ第四條第一號乃至第三號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ變更ノ事項

及變更ノ年月日ヲ遲滞ナク其ノ病院若ハ診療所又ハ藥局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ベシ但シ

三號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ變更ノ事項ニ於テ第四條第一號及第二號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

保險醫又ハ保險藥劑師ガ道府縣ニ涉リ其ノ病院若ハ診療所又ハ藥局ヲ變更シタルトキハ前項ノ届出ハ各

地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第八條 地方長官ハ前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ變更ノ事項ヲ遲滞ナク告示スペシ

第九條 保險醫又ハ保險藥劑師ハ已ムヲ得ザル理由ニ依リ其ノ指定ノ取消ヲ受ケントキハ其ノ理由ヲ記載シタル願書ヲ其ノ病院若ハ診療所又ハ藥局ノ

所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

前項ノ規定ハ保險醫又ハ保險藥劑師ガ其ノ業ヲ休止シ又ハ廢止シタル場合ニ之ヲ準用ス

保險醫又ハ保險藥劑師ガ死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戸籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務

ノ記載シタル願書ヲ其ノ病院若ハ診療所又ハ藥局ノ

所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

ケタルトキハ戸籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務

ノ記載シタル願書ヲ其ノ病院若ハ診療所又ハ藥局ノ

所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

第五條 地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ同一ノ病

四 指定年月日

者ニ於テ其ノ旨ヲ病院若ハ診療所又ハ藥局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ

第十條 地方長官ハ保険醫又ハ保険藥劑師ノ指定ノ取消ヲ爲シタルトキハ第四條第一項第一號及第三號ニ掲タル事項（第五條第一項ノ規定ニ依リ包括シテ指定シタル場合ニ在リテハ第三號ニ掲タル事項）並ニ取消ノ年月日ヲ告示スベシ

事項（第五條第一項ノ規定ニ依リ包括シテ指定シタル場合ニ在リテハ第三號ニ掲タル事項）並ニ取消ノ年月日ヲ告示スベシ

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第二條及第三條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定ヲ受ケ居ル醫師、歯科醫師又ハ藥劑師ノ指定ニ關シテハ第四條ノ規定ニ拘ラズ一括シテ告示スルコトヲ得

労働者災害扶助法施行令中改正の件 公布

労働者災害扶助法施行令中改正の件は昭和十八年二月十三日付官報を以て左の通り公布せられた。

第一章 總則

（昭和十八年二月十二日勅令第六十六號）

第一條 農業團體ハ市町村農業會、道府縣農業會、全國農業經濟會及中央農業會トス

第二條 農業團體ハ法人トス

第三條 農業團體ハ行政官廳之ヲ監督ス

第四條 農業團體ハ農業ニ關スル事項ニ付行政廳ニ建議スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

〔參照〕

昭和六年十一月二十日公布勅令二百七十六號勞働者災害扶助法施行令抄錄

標準賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一 勞働者災害扶助法第一條第一項第二號

（ロ）ノ注文ニ依ル工事又ハ同號（ハ）ノ工事ニ使

用セラル者ニ付テハ一日ニ付十六歳未滿ノ者ハ五十五錢、十六歳以上ノ女子ハ八十錢、其ノ

他ノ者ハ一圓三十錢

農業團體法の公布

第八十一議會の協賛を經たる農業團體法は人口政策的見地からも關心せらるゝところ多いが、同法は昭和十八年三月十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

農業團體法（昭和十八年三月十日法律第四十號）

第九條 権太ニ於テ本法ヲ適用スルニ付必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第二章 市町村農業會及道府縣農業會

第十條 市町村農業會及道府縣農業會（以下地方農業會ト稱ス）ハ農業ニ關スル國策ニ即應シ農業ノ整備發達ヲ圖リ且會員ノ農業及經濟ノ發達ニ必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス

第十一條 地方農業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 農業ノ指導獎勵其ノ他農業ノ發達ニ關スル施設

二 農業ノ統制ニ關スル施設

三 會員ノ販賣スル物ノ賣却又ハ其ノ加工ニ關スル施設

四 會員ニ必要ナル農業用物資ノ購買又ハ其ノ加工若ハ生產ニ關スル施設

五 會員ニ必要ナル農業資金ノ貸付又ハ農業用設備ノ利用ニ關スル施設

六 會員ノ財金ノ受入ニ關スル施設

地方農業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲前項ノ事業ノ外左

第六條 農業團體ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 本法ニ規定スルモノノ外農業團體ノ設立、管理解散、清算其ノ他農業團體ニ關シ必要ナル事項

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 本法ニ於テ農業トハ耕作、養畜（馬ニ關スルモノヲ除ク）又ハ種蠶ノ業務及之ニ附隨スル業務ヲ謂フ

ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 會員ニ必要ナル物ノ購買又ハ其ノ加工若ハ生産

ニ關スル施設

二 會員ニ必要ナル資金ノ貸付又ハ設備ノ利用ニ關スル施設

三 農業ニ關スル調査及研究

四 農業ニ從事スル者ノ福利増進ニ關スル施設

五 前項又ハ前各號ノ事業ニ附帶スル事業

地方農業會前項第四號又ハ第五號ノ事業ヲ行ハント

スルトキハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

地方農業會ノ施設ハ命令ノ定ムル所ニ依リ會員以外ノ者ヲシテ之ヲ利用セシムルコトヲ得

道府縣農業會ハ命令ヲ以テ定ムル金融機關ニ對シ會員ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲シ又ハ當該金融機關ノ委任ヲ受ケ其ノ債權ノ取立ヲ爲スコトヲ得

道府縣農業會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ會員ニ對シ手形ノ割引ヲ爲スコトヲ得

第十二條 地方農業會ノ地區ハ市町村農業會ニ在リテハ市町村(町村ニ准ズベキモノヲ含ム以下同ジ)、道府縣農業會ニ在リテハ道府縣ノ區域ニ依ル

特別ノ事由アルトキハ市町村農業會ノ地區ハ市町村ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

第十三條 地方農業會ハ其ノ名稱中ニ市、町若ハ村農業會又ハ道、府若ハ縣農業會ナル文字ヲ用フベシ但シ前條第二項ノ場合ニ於テハ市町村農業會ハ其ノ名稱中ニ市、町又ハ村ナル文字ヲ用ヒザルコトヲ得ズ方農業會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ前項ニ掲タル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第十四條 市町村農業會ハ左ニ掲タル者ヲ以テ其ノ會

員トス但シ國、公共團體及勅令ヲ以テ定ムル者ニ付

テハ此ノ限ニ在ラズ

一 目的及事業
二 名稱
三 地區
四 事務所ノ所在地

一 其ノ地區内ニ於テ農業ヲ營ム者
二 其ノ地區内ノ耕地、牧野又ハ原野ヲ所有スル者
三 前二號ノ者ニ準ズル者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

五 出資又ハ費用分擔ノ方法

六 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第二十條 地方農業會ニ總會ヲ置ク

會員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ會則ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 左ノ事項ハ總會ノ議決ヲ經ベシ

一 會則ノ變更

二 賦課金ノ賦課徵收方法

三 事業報告書、財產目錄及貸借對照表ノ承認

四 剩餘金ノ處分又ハ損失ノ處理

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

前項第一號及第二號ノ事項ノ決議ハ行政官廳ノ認可

ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十二條 總會ハ會長之ヲ招集ス

第二十三條 總會ノ議長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ

第二十四條 總會ノ議事ハ命令ニ別段ノ規定アル場合

ヲ除クノ外出席者ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十五條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施

ヲ要シ縣會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノハ會長之ヲ專決處分スルコトヲ得

第二十六條 地方農業會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得

第二十七條 地方農業會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 一人若ハ若干人

理事 若干人

監事 若干人

道府縣農業會ニハ前項ノ役員ノ外會則ノ定ムル所ニ

依リ評議員若干人ヲ置クコトヲ得

第二十八條 會長ハ地方農業會ヲ代表シ業務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會則ノ定ムル所ニ依ル業務ヲ

掌理シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長事故アルト

キハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ

行フ

理事ハ會長及副會長ノ指揮ヲ受ケ業務ヲ執行シ豫メ

會長ノ定ムル順位ニ依リ會長及副會長共ニ事故アル

トキハ會長ノ職務ヲ行フ

監事ハ業務ノ執行及財產ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ會長ノ諸問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

第二十九條 會長ハ總督ニ於テ推薦シタル者ニ就キ市

町村農業會ニ在リテハ市町村長（町村長ニ准ズベキ

モノヲ含ム）ノ意見ヲ徵シ地方長官、道府縣農業會

ニ在リテハ地方長官ノ推薦ニ依リ主務大臣之ヲ命ズ

副會長及理事（支部長タル道府縣農業會ノ理事ヲ除

ク）ハ總會ニ於テ推薦シタル者ニ就キ會長ヲ選任ス

支部長タル道府縣農業會ノ理事ハ支部區域内ノ市町

村農業會ノ會長ヲ以テ組織スル會議ニ於テ推薦シタ

ル者ニ就キ會長之ヲ選任ス

監事ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス

評議員ハ農業ニ關シ學識經驗アル者ノ申ヨリ會長之ヲ選任ス

道府縣農業會ノ副會長及理事ノ選任ハ地方長官ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十條 地方農業會ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス

道府縣農業會ノ副會長三年

副會長三年

第三十四條 市町村農業會ノ賦課金又ハ過怠金ヲ帶納スル者アル場合ニ於テ當該市町村農業會ノ請求アル

トキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ

場合ニ於テ市町村農業會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四

ヲ市町村ニ交付スベシ

市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ

其ノ處分ニ着手セズ又ハ九十日以内ニ之ヲ結了セザ

ルトキハ市町村ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分スル

コトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第百十一條第一項

及第四項ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル順位ハ市町

村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ其ノ時效

ニ付テハ市町村稅ノ例ニ依ル

市町村農業會ノ賦課金ノ賦課又ハ過怠金ノ徵收ニ關

シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立、訴願及行

政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 地方農業會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ第三

十一條第二項ノ事業ニ關シ使用料及手數料ヲ徵收ス

ルコトヲ得

前項ノ使用料及手數料ノ徵收ニ關シテハ民事訴訟ヲ

提起スルコトヲ得

第三十六條 會員ハ出資一口以上ヲ有スベシ但シ第十

四條第一項ノ規定ニ依ル會員ニシテ勅令ヲ以テ定ム

ノ全部又ハ一部ニ對シ同條ノ規定ニ依ル賦課金ノ外

特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第三十七條 地方農業會ノ會員ニシテ出資ヲ有スルモ

ノ責任ハ第三十一條及第三十二條ノ規定ニ依ル

ルモノハ此ノ限ニ在ラズ

出資一口ノ金額ノ最高限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條 道府縣農業會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ郡

ノ責任ハ第三十一條及第三十二條ノ規定ニ依ル

費用擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス

第三十九條 道府縣農業會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ郡

ノ區域（北海道ニ在リテハ北海道廳支廳長ノ管轄區）若ハ之ニ準ズベキ區域又ハ主務大臣ノ指定

域トス）若ハ之ニ準ズベキ區域又ハ主務大臣ノ指定
スル市ノ區域ニ支部ヲ設置スルコトヲ得

支部長ハ理事ヲ以テ之ニ充ツ支部ノ事務ヲ掌理ス

第三十九條 地方農業會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ總會ノ議決ヲ經テ農業ノ統制ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更シ又ハ廢止セントスルトキ亦同ジ

第四十條 行政官廳農業ノ整備發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ地方農業會ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ會則ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第四十一條 行政官廳農業ノ整備發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ市町村農業會ノ會員ニ對シ當該農業會ノ行農業ニ關スル統制ヲキコトヲ命ズルコトヲ得行政官廳農業ノ整備發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ市町村農業會ノ會員以外ノ者ニシテ勒令ヲ以テ定ムルモノニ對シ當該農業會ノ行フ農業ニ關スル統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十二條 行政官廳農業ノ整備發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ勒令ヲ以テ定ムル農業ニ關スル團體ニ對シ市町村農業會ノ事業ニ付協力スベキコトヲ得

第四十三條 行政官廳農業會ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ地方農業會ノ事務所、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物

件ヲ検査セシムルコトヲ得

第四十五條 會長ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ行政官廳ハ會員其ノ他適當ナル者ヲ指定シテ會長ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十六條 行政官廳ハ會長ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害シタルトキ其ノ他農業ノ整備發達上會長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第四十七條 行政官廳ハ地方農業會ノ決議又ハ會長、副會長、理事若ハ監事ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害シタルトキハ其ノ決議ヲ取消シ、地方農業會ノ業務ヲ停止シ又ハ地方農業會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第五十二條 全國農業經濟會ノ名稱ニハ全國農業經濟會ナル文字ヲ用フベシ

第五十三條 全國農業經濟會ハ道府縣農業會ヲ以テ其ノ會員トス

第五十四條 全國農業經濟會ニ左ノ役員ヲ置ク

第五十五條 理事長一人以上三人以上監事ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

第五十六條 理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十七條 第十八條乃至第二十六條、第二十八條第

四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

全國農業經濟會前項第四號ノ事業ヲ行ハントスルト

第五十二條 全國農業經濟會ノ地區ハ全國ノ區域ニ依キハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十三條 全國農業經濟會ハ道府縣農業會ヲ以テ其ノ會員トス

第五十四條 全國農業經濟會ニ左ノ役員ヲ置ク

第五十五條 理事長一人以上三人以上監事ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

第五十六條 理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十七條 第十八條乃至第二十六條、第二十八條第

一項、第三項、第四項、第三十條、第三十三條、第

三十六條第一項本文、第二項、第三十七條、第四十

條及第四十三條乃至第四十八條ノ規定ハ全國農業經

濟會ニ付之ヲ準用ス但シ第十八條中第十四條トアル

ハ第五十三條第一項トシ第二十二條、第二十三條、

第二十五條、第二十八條第一項、第三十條、第四十

五條、第四十六條及第四十七條中會長トアルハ理事

長トシ第二十八條第三項中會長又ハ會長及副會長ト

アルハ理事長トス

第四章 中央農業會

第五十八條 中央農業會ハ農業ニ關スル國策ニ即應シ

農業ノ整備發達ヲ圖ルコトヲ目的トス

第五十九條 中央農業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事

業ヲ行フ

一 農業ノ指導獎勵其ノ他農業ノ發達ニ關スル施設

二 農業ノ統制ニ關スル施設

三 農業ニ關スル調查及研究

四 農業ニ從事スル者ノ福利增進ニ關スル施設

五 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

中央農業會前項第四號及第五號ノ事業ヲ行ハントス

六十條 中央農業會ノ名稱ニハ中央農業會ナル文字

ヲ用フベシ
中央農業會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ前項ニ掲ゲ

第六十一條 中央農業會ハ道府縣農業會及全國農業經
濟會ヲ以テ其ノ會員トス
ル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第六十二條 左ノ事項ハ總會ニ諸リテ會長之ヲ決ス
一 會則ノ變更

二 賦課金ノ賦課徵收方法

三 收支豫算

前項第一號及第二號ノ事項ハ主務大臣ノ認可ヲ受ク

ルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第六十三條 會長ハ每年總會ニ中央農業會ノ事業ノ狀

況ヲ報告シ監事ヲシテ財產ノ狀況ヲ報告セシムベシ

第六十四條 中央農業會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 二人以内

理事 三人以上

評議員 若干人

監事 二人以上

會長又ハ副會長トシ副會長、理事、監事又ハ評議員

トアルハ理事、監事又ハ評議員トシ第五十六條中理

事長トアルハ會長、副會長トス

第五章 罰則

第六十七條 地方農業會ノ會長、副會長、理事若ハ監

事、全國農業經濟會ノ理事長、理事若ハ監事又ハ第

四十五條(第五十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ

規定ニ依ル地方農業會ノ會長若ハ全國農業經濟會ノ

理事長ノ職務ヲ行フ者何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハ

ズ當該團體ノ事業ノ範圍外ニ於テ貸付若ハ手形ノ割

引ヲ爲シ又ハ投機取引ノ爲ニ當該團體ノ財產ヲ處分

シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金

ニ處ス

前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ適用セズ

第六十八條 第四十一條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令

ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十九條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居

者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ

關シ前條ノ違反行爲ヲ専シタルトキハ其ノ法人又ハ

人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免

ルルコトヲ得ズ

前條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役

其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又

ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年

者ニ付テバ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 第四十四條(第五十七條及第六十六條ニ於

テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢

査ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避シタル者ハ千圓以下ノ罰金

ニ處ス

第七十一条 農業團體ノ會長、理事長、副會長、理事、監事、清算人若ハ使用人又ハ第四十五條（第五同ジ）ノ規定ニ依ル會長若ハ理事長ノ職務ヲ行フ者其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第七十二條 前條第一項ノ者ニ對シ賄賂ヲ交付シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第七十三條 農業團體本法若ハ本法ニ基キテ發スル命

令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ會長、理事長、會長若ハ理事長ノ職務ヲ行フ若ハ代理スル副會長若ハ理事、清算人又ハ第四十五條ノ規定ニ依ル會長若ハ理事長ノ職務ヲ行フ者ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス

第七十四條 全國農業經濟會ノ理事長若ハ理事又ハ中

央農業會ノ會長、副會長若ハ理事第五十六條（第六十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ他ノ職務又ハ商業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第七十五條 第十三條第二項、第五十二條第二項又ハ

第六十條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス
附 則

第七十六條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第九十九條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七十七條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ中央農業會ア

設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第七十八條 主務大臣前條ノ規定ニ依リ設立委員ヲ命ジタルトキハ帝國農會、產業組合中央會、全國養蠶

業組合聯合會及勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ其ノ解散ヲ命ズ

前項ノ法人ハ中央農業會成立ノ時解散スルモノトシ

其ノ權利義務（其ノ法人ガ其ノ行フ事業ニ關シ行政官廳ノ許可、認可其ノ他ノ處分ニ基キ有スル權利義務ヲ含ム）ハ中央農業會ニ承繼ス此ノ場合ニ於テ

ハ他ノ法令中解散及清算ニ關スル規定ハ之ヲ其ノ法務ヲ適用セズ

第七十九條 設立委員ハ遲滯ナク前條第一項ノ法人ヲ組織スル者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノノ總會ヲ招集シ之ニ詰リテ會則其ノ他設立ニ必要ナル事項ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケシム

第八十六條 第七十八條第二項及第八十條ノ規定ハ全國農業經濟會ニ付之ヲ准用ス

第八十七條 行政官廳地方農業會ヲ設立スル爲必要アリト認ムルトキハ設立委員ヲ命ジ地方農業會ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第八十八條 行政官廳前條ノ規定ニ依リ設立委員ヲ命ジタルトキハ道府縣農業會ヲ設立スル場合ニ在リテ

ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外郡又ハ道府縣ノ區域ヲ地區又ハ區域トスル農會、茶業組合、產業組合聯合會議所、畜產組合、畜產組合聯合會、產業組合聯合會、養蠶業組合、養蠶業組合聯合會其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ、市町村農業會ヲ設立スル場合ニ在リテハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外

市町村ノ區域ヲ地區又ハ區域トスル農會、產業組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ其ノ解散ヲ命ズ

第八十九條 設立委員ハ遲滯ナク道府縣農業會ヲ設立

第八十三條 主務大臣前條ノ規定ニ依リ設立委員ヲ命ジタルトキハ保證責任全國購買販賣組合聯合會ニ對シ其ノ解散ヲ命ズ

第八十四條 設立委員ハ遲滯ナク保證責任全國購買販賣組合聯合會ヲ組織スル者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノノ總會ヲ招集シ其ノ議決ヲ經テ會則、保證責任全國購買販賣組合聯合會ノ出資ニ對スル全體農業經濟會ノ出資ノ引當其ノ他設立ニ必要ナル事項ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第八十五條 全國農業經濟會成立シタルトキハ保證責任全國購買販賣組合聯合會ヲ組織スル者ハ第五十三條ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ總テ其ノ會員トス

第八十六條 第七十八條第二項及第八十條ノ規定ハ全國農業經濟會ニ付之ヲ准用ス

第八十七條 行政官廳地方農業會ヲ設立スル爲必要アリト認ムルトキハ設立委員ヲ命ジ地方農業會ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第八十八條 行政官廳前條ノ規定ニ依リ設立委員ヲ命ジタルトキハ道府縣農業會ヲ設立スル場合ニ在リテ

ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外郡又ハ道府縣ノ區域ヲ地區又ハ區域トスル農會、茶業組合、產業組合聯合會議所、畜產組合、畜產組合聯合會、產業組合聯合會、養蠶業組合、養蠶業組合聯合會其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ、市町村農業會ヲ設立スル場合ニ在リテハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外

市町村ノ區域ヲ地區又ハ區域トスル農會、產業組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ其ノ解散ヲ命ズ

會」ヲ加フ

第五條第六號中「產業組合」ノ上ニ「市町村農業會」

ヲ、同條第九號中「產業組合」ノ上ニ「市町村農業會、

道府縣農業會」ヲ加フ

第一百二條 日本勸業銀行法中左ノ通改正ス

「產業債券」ヲ「農林債券」ニ、「產業組合中央金庫」ヲ

「農林中央金庫」ニ改ム

第一百三條 牧野法中左ノ通改正ス

「畜產組合」ヲ「馬匹組合」ニ、「畜產組合聯合會」ヲ

「馬匹組合聯合會」ニ改ム

第一百四條 登錄稅法中左ノ通改正ス

「畜產組合」ヲ「馬匹組合」ニ、「畜產組合聯合會」ヲ

「馬匹組合聯合會」ニ削ル

第六條第一項第十一號中「產業債券」ヲ「農林債券」ニ

改ム 第十九條第七號中「產業組合」ノ上ニ「農業團體」ヲ「產業組合法」ノ上ニ「農業團體法」ヲ加ヘ「產

業組合中央會」ヲ削ル

同條第十五號及第十六號中「產業組合中央金庫」ヲ

「市町村農業會、農林中央金庫」ニ改ム

第一百五條 特別法人稅法中左ノ通改正ス

第二條中第一號ヲ第一號ノ二、第一號ノ二ヲ第一號

ノ二ノ二トシ第一號トシテ左ノ如ク加フ

一 市町村農業會、道府縣農業會及全國農業經濟

會同條第八號ヲ左ノ如ク改ム

八 農林中央金庫

第一百六條 貯蓄銀行法中左ノ通改正ス

第五條第四號及第五號中「公共團體」ノ下ニ「市町村

農業會」ヲ加フ

第一百七條 農產組合法中左ノ通改正ス

「畜產組合法」ヲ「馬匹組合法」ニ改ム

「畜產組合法」ヲ「馬匹組合法」ニ、「畜產組合聯合會」ヲ「馬

匹組合聯合會」ニ改ム

第一條 削除

第二條中「家畜」ヲ「馬」ニ改ム

第三條及第四條中「畜產上ノ」ヲ「馬產上ノ」ニ改ム

第五條中「家畜」ヲ「馬」ニ、「家畜衛生」ヲ「馬ノ衛生

ニ改ム

第六條第二項中「家畜又ハ」ヲ削ル

第九條中「種畜」ヲ「種馬」ニ、「家畜ノ系統」ヲ「馬ノ

系統」ニ、「家畜衛生」ヲ「馬ノ衛生」ニ改ム

第十條第二項中「家畜又ハ」ヲ、同條第三項中「家畜若

ハ」ヲ削ル

第十一條第一項中「家畜、畜產物又ハ畜產上ノ設備」

ヲ「馬又ハ馬產上ノ設備」ニ改ム

第二十八條中「畜產上ノ」ヲ「馬產上ノ」ニ改ム

第三十一條第一項中「第二項ノ場合ヲ除クノ外」ヲ削

ル

同條第二項及第三項ヲ削ル

第三十六條及第三十九條第一項第二號中「家畜若ハ

ヲ削ル

第四十四條第二項ヲ削ル

第一百八條 臨時農村負債處理法中左ノ通改正ス

「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ、「產業組合

中央金庫特別融通及損失補償法」ヲ「農林中央金庫特

別融通及損失補償法」ニ改ム

第一百十二條 農村負債整理資金特別融通及損失補償法

中左ノ通改正ス

「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ、「產業組合

中央金庫特別融通及損失補償法」ヲ「農林中央金庫特

別融通及損失補償法」ニ改ム

第一百一條第一項中「負債整理組合又ハ農村負債整理組

合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人メ

メ「戰時金融金庫」ノ下ニ「道府縣農業會」ヲ加フ

第一百九條 臨時資金調整法中左ノ通改正ス

「產業組合」ヲ「馬匹組合」ニ、「畜產組合聯合會」ヲ「馬

匹組合」ニ、「畜產組合聯合會」ヲ「馬

匹組合聯合會」ニ改ム

第一百九條 臨時資金調整法中左ノ通改正ス

「農林中央金庫特別融通及損失補償法」ニ改ム

「負債整理組合」農村負債整理組合第八條ノ規

定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人又ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ負債ノ整理ヲ爲ス者」ニ改ム

同條第二項中「所屬信用組合」ノ上ニ「所屬市町村農

業會若ハ」ヲ「信用組合」ノ上ニ「市町村農業會又ハ

ヲ加ヘ「其ノ組合員タル負債整理組合若ハ農村負債

整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ

法人」ヲ「其ノ會員若ハ組合員タル負債整理組合、農

第二條中「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改

同條第二號中「所屬產業組合聯合會」ノ上ニ「所屬全

國農業經濟會」所屬道府縣農業會、同國市町村農業會、所屬森林組合聯合會、所屬森林組合、「ヲ」「三十

箇年以内」ノ下ニ「所屬森林組合聯合會又ハ所屬森

林組合」對シ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ五十箇年以
内」ヲ加フ

同條第三號、第四號、第六號及第七號中「所屬產業組

合聯合會」ノ上ニ「所屬全國農業經濟會、所屬道府縣

農業會、所屬市町村農業會、所屬森林組合聯合會、

所屬森林組合」ヲ加フ

同條第五號中「產業組合聯合會」ノ上ニ「全國農業經

濟會、道府縣農業會、市町村農業會、森林組合聯合

會、森林組合」ヲ加フ

第十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

農林中央金庫ハ所屬森林組合聯合會又ハ所屬森林

組合ニ對シ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ擔保ヲ徵シテ
二十ヶ年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

第十五條第一項第一號中「主務大臣ノ認可ヲ受ケタ
ル」ヲ削リ同項第三號及第四號中「產業組合聯合會」

ノ上ニ「全國農業經濟會、道府縣農業會、市町村農

業會、森林組合聯合會、森林組合」ヲ加フ

第三十條 削除

第三十五條 削除

第一百二十條 產業組合中央金庫特別融通及損失補償法
中左ノ通改正ス

「產業組合中央金庫特別融通及損失補償法」ヲ「農林

中央金庫特別融通及損失補償法」ニ改ム
「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ、「產業組合

中央金庫法」ヲ「農林中央金庫法」ニ、「產業債券」ヲ
タルモノトス

「農林債券」ニ改ム

第一條中「所屬信用組合聯合會」ノ上ニ「所屬道府縣農業會、所屬市町村農業會」ヲ加フ

第百二十一條 產業組合自治監査法中左ノ通改正ス
「產業組合自治監査法」ヲ「農業團體自治監査法」ニ改ム

「產業組合監査聯合會」ヲ「農業團體監査聯合會」ニ、
「產業組合監査員」ヲ「農業團體監査員」ニ、「產業組合」ヲ「農業團體」ニ、「當該產業組合」ヲ「當該農業團

體」ニ改ム

第一條第二項中「產業組合聯合會」ノ上ニ「產業組合及」ヲ加フ

第八條中「產業組合中央會及產業組合中央金庫」ヲ
「農林中央金庫」ニ改ム

第九條第四項ヲ削ル

第一百二十二條 蠶種業組合法中左ノ通改正ス

第一條中「六種」ヲ「五種」ニ、同條第一號ヲ左ノ如ク
改ム

第一節 蠶種業組合「第二節 蠶種業貿易組合」ニ
一 削除

第四十四條ノ五 蠶種業組合ノ地區内ニ於テ蠶種製

造業ニ關スル事業ヲ行フ法人ニシテ命令ヲ以テ規

定スルモノハ蠶種業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得

第四十四條ノ六 主務大臣必要アリト認ムルトキハ
區域ヲ指定シ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ蠶

種業組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル設立ニ關シ必要ナル事項ハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條ノ八 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經
ベシ

第十六條乃至第十八條 削除

第四十一條第二項ヲ削ル

第二十七條乃至第四十條 削除

前項ノ區域ニ増減アリタルトキハ其ノ區域ヲ地區

トスル蠶種業組合ノ地區モ亦之ニ應ジテ増減アリ

タルモノトス

第四十四條ノ二ヲ第四十四條ノ七トシ第四十四條ノ三ヲ第四十四條ノ十三トベ

第四十四條ノ二 蠶種業組合ヲ設立セントスルトキハ
命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ耕區内ノ前條ニ掲グ
ル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ

定款ヲ議定シ役員ヲ選任シ收支豫算及經費ノ分賦
收入方法ヲ議決シ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ創立總會ノ決議ニ關シ必要ナル事項ハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條ノ三 蠶種業組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタ
ル時成立ス

第四十四條ノ四 蠶種業組合成立シタルトキハ其ノ
地區内ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ組

合員トス

第四十四條ノ五 蠶種業組合ノ地區内ニ於テ蠶種製

造業ニ關スル事業ヲ行フ法人ニシテ命令ヲ以テ規

定スルモノハ蠶種業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得

第四十四條ノ六 主務大臣必要アリト認ムルトキハ
區域ヲ指定シ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ蠶

種業組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル設立ニ關シ必要ナル事項ハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條ノ八 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經
ベシ

一 収支豫算

二 經費ノ分賦收入方法

三 命令ヲ以テ規定スル統制ニ關スル施設

四 事業報告及收支決算

五 借入金

六 基本財産ノ造成、管理及處分
七 定款ノ變更

八 役員ノ選任及解任

九 第六十五條ノ議員ノ選任及解任

十 第六十三條第一項ノ同意

前項第一號乃至第三號、第五號、第七號及第八號

ニ掲タル事項ノ決議ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ
非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十四條ノ九 總會ハ組合長之ヲ招集ス

組合員ハ總組合員ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會
議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面
ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

組合長正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求
アリタル後二週間以内ニ總會ヲ招集セザルトキハ

請求者ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコト
ヲ得

前三項ノ規定ニ依リ總會ヲ招集スルコト能ハザル
トキハ行政官廳ハ組合員ヲ指定シテ總會ヲ招集セ
シムルコトヲ得

第四十四條ノ十 總會ノ議事ハ本法ニ別段ノ規定ア
ル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十四條ノ十一 第四十四條ノ八第一項第三號、
第七號及第八號ニ掲タル事項ハ總會ニ於テ組合員
ノ半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之
ヲ議決ス

定款ノ變更ガ地區ノ増減ニ關スルトキハ前項ノ規
定ニ依ル議決ノ外新ニ編入セラレ又ハ削除セラル
ベキ區域内ノ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合

員ノ第四十四條ノ二第一項ノ規定ニ準ズル同意ア
ルコトヲ要ス

第四十四條ノ十二 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ
輕微ナルモノニ付テハ定款ノ定ムル所ニ依リ書面
ヲ以テ組合員ノ意見ヲ徵シ總會ノ議決ニ代フルコ
トヲ得

第四十四條ノ十四 蠶種業組合ニ組合長一人ヲ置ク
蠶種業組合ハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依
リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

前二項ノ役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別
ノ事由アルトキハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコ
トヲ勤めゲズ

第四十四條ノ十五 組合長ハ蠶種業組合ヲ代表シ組
合ノ事務ヲ總理ス

第四十五條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急
施ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノハ
組合長定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ專決處分スルコ
トヲ得

前項ノ場合ニ於テハ組合長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ
承認ヲ求ムベシ

第四十八條第二項中「第十七條第二項」ヲ「第四十三
條第二項」ニ改ム

第五十九條第二項中「又ハ道府縣農業組合聯合會」ヲ削ル
第六十條 蠶絲業組合聯合會ノ地區ハ全國ノ區域ニ
依ル

第六十一條第一項中「道、府若ハ縣農業組合聯合
會、全國農業組合聯合會」ヲ削ル

第六十二條 全國蠶種業組合聯合會ハ蠶種業組合及
蠶種ノ製造ヲ業トスル者ニシテ命令ヲ以テ規定ス
ルモノヲ以テ、全國產業組合製絲組合聯合會ハ產
業組合聯合會ニシテ命令ヲ以テ規定スルモノヲ
ル市町村農業會、道府縣農業會、產業組合又ハ產

業組合聯合會ニシテ命令ヲ以テ規定スルモノヲ
ノヲ以テ、全國生絲問屋業組合聯合會ハ生絲問屋
業組合ヲ以テ、全國生絲輸出業組合聯合會ハ生絲

第五十一條 第四十四條中「產業組合」ノ上ニ「市町村農業會、道

府縣農業會」ヲ加フ

第四十四條ノ六乃至第四十五條ノ二乃至第四十四
條ノ十四乃至第四十五條ノ規定ハ產業組合製絲組
合及製絲業組合ニ准用ス

第四十四條ノ五及第四十四條ノ十三ノ規定ハ製絲

業組合ニ准用ス

第五十三條第二項中「第十七條第二項」ヲ「第四十三
條第二項」ニ改ム

第五十六條 第四十四條ノ二乃至第四十四條ノ四、
第四十四條ノ六乃至第四十五條ノ十二及第四十四
條ノ十四乃至第四十五條ノ規定ハ產業組合製絲組
合及製絲業組合ニ准用ス

第五十七條中「七種」ヲ「五種」ニ改メ同條第一號及第
六十三條第一項又ハ第七十五條第一項トス

第五十八條中「又ハ道府縣農業組合聯合會」ヲ削ル
第六十條 蠶絲業組合聯合會ノ地區ハ全國ノ區域ニ
依ル

第六十一條第一項中「道、府若ハ縣農業組合聯合
會、全國農業組合聯合會」ヲ削ル

第六十二條 全國蠶種業組合聯合會ハ蠶種業組合及
蠶種ノ製造ヲ業トスル者ニシテ命令ヲ以テ規定ス
ルモノヲ以テ、全國產業組合製絲組合聯合會ハ產
業組合聯合會ニシテ命令ヲ以テ規定スルモノヲ
ル市町村農業會、道府縣農業會、產業組合又ハ產

業組合聯合會ニシテ命令ヲ以テ規定スルモノヲ
ノヲ以テ、全國生絲問屋業組合聯合會ハ生絲問屋
業組合ヲ以テ、全國生絲輸出業組合聯合會ハ生絲

輸出業組合ヲ以テ其ノ會員トス

第六十三條第二項中「第三十六條第一項」ヲ「第四十

四條ノ十一第一項」ニ改ム

第六十八條 第四條乃至第六條、第九條第一項、第

十條、第十二條乃至第十四條、第四十四條ノ三、

第四十四條ノ六、第四十四條ノ八乃至第四十四條

ノ十、第四十四條ノ十一第一項、第四十四條ノ十

一及第四十五條ノ規定ハ蠶絲業組合聯合會ニ之ヲ

準用ス但シ第四十四條ノ八第一項中第六十五條ト

アルハ之ヲ第七十六條トシ第六十三條第一項トア

ルハ之ヲ第七十五條第一項トス

第七十四條第一項中「第五十七條第二號乃至第七號

ノ」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ニ掲タル者ノ外蠶絲業ニ關係アル法人ハ其

ノ會員ト爲ルコトヲ得

第七十五條第二項及第七十八條第三項中「第三十六

條第一項」ヲ「第四十四條ノ十一第一項」ニ改ム

第七十九條 第四條乃至第六條、第九條第一項、第

十二條乃至第十四條、第四十四條ノ三、第四十四

條ノ八乃至第四十四條ノ十、第四十四條ノ十一第一

項、第四十四條ノ十二、第四十五條、第六十四

條及第六十七條ノ規定ハ日本中央蠶絲會ニ之ヲ準

用ス

第一百二十三條 駕業法中左ノ通改正ス

第四十四條ノ二中「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央

金庫」ニ改ム

第一百二十四條 郵便貯金法中左ノ通改正ス

第四條第三項中「產業組合又ハ產業組合中央金庫」ヲ

「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業經濟會、

産業組合、産業組合聯合會又ハ農林中央金庫」ニ改

ム

第一百三十條 昭和十五年法律第九十二號中左ノ通改正

ス

第三條中「畜產組合、畜產組合聯合會」ヲ「馬匹組合

聯合會、市町村農業會、道府縣農業會」ニ

改ム

第二十一條第三項中「產業組合貯金」ノ上ニ「市

町村農業會貯金」ヲ加フ

農業會貯金」ヲ、「產業組合」ノ上ニ「市町村農業會」

ヲ加フ

馬匹組合聯合會、市町村農業會、道府縣農業會」ニ

ハ百十九條ノ規定施行前此等ノ規定ニ依リ改正ニ

係ル畜產組合法、軍馬資源保護法、產業組合法又ハ

產業組合中央金庫法ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ

付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第一百二十六條 種馬統制法中左ノ通改正ス

第二條第二項中「畜產組合、畜產組合聯合會」ヲ「馬

匹組合、馬匹組合聯合會」ニ改ム

第十條及附則第八項中「畜產組合又ハ畜產組合聯合

會」ヲ「馬匹組合又ハ馬匹組合聯合會」ニ改ム

第一百二十七條 森林法中左ノ通改正ス

第七十四條ノ六 第七十四條ノ三第一項ノ規定ニ依

リ出資ヲ爲サシム森林組合聯合會ハ日本勸業銀

行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行又

ハ農林中央金庫ニ對シ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ

爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債務ノ保證ヲ爲シタルトキハ同

任ヲ受ケ其ノ債權ノ取立ヲ爲スコトヲ得

項ノ森林組合聯合會ハ銀行又ハ農林中央金庫ノ委

託業法中左ノ通改正ス

第一百二十九條 製絲業法中左ノ通改正ス

第一條第二項中「產業組合」ノ上ニ「市町村農業會、

道府縣農業會」ヲ加フ

第一百二十九條 健民特別指導地區設定ニ關スル件

(昭和十七年九月十二日)

(地方長官宛厚生次官通牒)

人口ノ急激ニシテ且永續的ナル發展増殖ト其ノ資質ノ飛躍的向上トヲ圖リ以テ健民ノ實ヲ擧グル爲政府ニ於テハ種々施策シツ、アルトヨロナルモ之ガ急進ナル

實現ヲ期スル爲ニハ國民ノ熱意ト關係各方面ノ緊密ナル連絡協調ニ依ル指導助成其ノ他各種施策ノ綜合的且徹底的實施トヲ必要トスルニ鑑ミ今般別紙要綱ニ依リ健民特別指導地區ヲ設定シ特別指導ニ依リ所期ノ效果

ヲ擧ゲントス仍テ之ガ實施ニ付萬遺憾ナキヲ期セラレ度尙之ガ實施細目ニ付テハ追テ指示ノ豫定ニ付地區指定申請ハ右指示ヲ俟ツテ之ヲ行ハルベキモ本年度ニ於テハ不取敢既定豫算ノ執行ニ當リ本要綱ニ則リ重點的ニ支出ヲ行フ方針ナルヲ以テ貴道府縣ニ於ケル豫算執行ニ就テモ本要綱ノ趣旨ニ即應シ支出ヲ行フハ勿論之ガ目的達成ニ遺憾ナキヤウ豫メ御配慮相成度

健民特別指導地區設定要綱

一、趣旨

人口ノ急激ナル増加ト其ノ資質ノ飛躍的向上トヲ圖

リ以テ健民ノ實ヲ擧グル爲メ豫テ政府ニ於テハ種々施策シツ、アルトヨロナルモ之ガ急速ナル具現ヲ期スル爲ニハ國民ノ之ニ對スル熱意ヲ必要トスルノミナラズ關係各方面ノ緊密ナル連絡協調ニ依ル指導助成其ノ他各種施策ノ綜合的ニシテ且徹底的ナル實施トヲ必要トス仍テ「健民特別指導地區」ヲ設定シ特別指導ニ依リ所期ノ效果ヲ擧ゲルト共ニ之ニ依ツテ歸納セラル、結果ヲ基礎トシテ全國的健民對策ノ樹立竝ニ實施ノ資ト爲スモノトス

二、方法

一定地域ヲ指定シテ健民特別指導地區トシ之ニ對シ

國、道府縣、關係團體等ノ指導助成其ノ他各種施策

ヲ徹底集中シ現在ノ施設ヲ最大限度ニ活用スルト共ニ特ニ必要ト認メラル、事項ニ關シテハ可及的之ガ

實現ヲ圖ルコト

三、特別指導ノ對象タルベキ地域ノ名稱
健民特別指導地區(以下單ニ地區ト稱ス)

四、地區ノ規模
地區ノ大サハ概ネ左ノ規準ニ依ルコト

(イ) 原則トシテ町村、市ニ在リテハ町村程度ノ人口ヲ有スル市内一團地トスルコト
(ロ) 必要アル場合ハ市(六大都市ニ在リテハ區)若ハ保健區又ハ部落程度ノ小規模ノ一團地ト爲スコトヲ得ルコト

五、地區ノ數
地區ノ數ハ各道府縣及六大城市每ニ概ネ一箇所トスルコト但シ小規模ノ一團地ノ場所ハ之ヲ合シテ一箇町村程度タラシムルコト

六、地區ノ指定
(イ) 地方長官地區ハヲ選定シ現狀調査ヲ添ヘ厚生大臣ニ地區指定ノ申請ヲ行フコト

(ロ) 指定スペキ地區ハ既ニ保健所ノ設置アル保健區内ノ地域タルベキモノトシ現ニ指定ノ事項ニ關シ特別指導ノ對象タルモノハ特ニ考慮スルコト

(ハ) 道府縣、公共團體及關係團體等ハ政府ノ方針ニ即應シ指導ヲ之ニ集中スルコト

八、健民特別指導委員會

健民特別指導ノ徹底ヲ期スル爲道府縣ニハ地方長官

ヲ委員長トスル道府縣健民特別指導委員會、厚生省ニハ厚生次官ヲ委員長トスル厚生省健民特別指導委員會ヲ設置スルコト

九、其ノ他
九、其ノ他

健民特別指導ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ムル

施設ノ狀況等ニ依リ健民ノ實ヲ擧ゲ得ルモノト認メラル、地域ニシテ且地元民ノ熱意、指導

施設ノ狀況等ニ依リ健民ノ實ヲ擧ゲ得ルモノト認メラル、地域ニシテ且地元民ノ熱意、指導

1 出生率ノ狀況

2 流早死產ノ狀況

3 乳幼兒死亡ノ狀況

4 結核蔓延ノ狀況
5 國民體力法ニ依ル體力檢查及壯丁檢查ノ成績

6 體力鍛成ノ狀況

7 環境衛生ノ狀況

8 其ノ他

八概要別紙(一)ニ依リ地區ノ基礎調査ヲ行フニ當リ必

要ナル調査票ニ關シテハ別紙(二)ニ依リ御取計相成度
(別紙一)

健民特別指導地圖基礎調査事項

健民特別指導地圖ニ付行フベキ基礎調査ノ事項トシテ
ハ昭和十三年三月二十六日衛發第九〇號指導課長名願

府縣警察部長宛保健所業務開始ニ關スル通牒(別添一
參照)中四ノ保健所ニ於テ調査スベキ事項ノ外左記各

項ヲ附加スルモノトス

記

一、國勢調査各年次別戸數及男女別人口(可成現住人
口モ調査コト)

一、業種別工場數及性別年齢別職工數(現在)(業種ハ
ノ大分類(昭和十五年十一月二十七日官報登載ニ依
ルコト)

一、學校別、性別、年齢別、兒童數並ニ性別教員數
(現在)(分校ハ一校トシテ〇〇分校ノ如ク記載スル
コト)

コト)

一、國勢調査各年次別戸數及男女別人口(可成現住人
口モ調査コト)

一、地圖別工場數及性別年齢別職工數(現在)(業種ハ
ノ大分類(昭和十五年十一月二十七日官報登載ニ依
ルコト)

一、學校別、性別、年齢別、兒童數並ニ性別教員數
(現在)(分校ハ一校トシテ〇〇分校ノ如ク記載スル
コト)

一、性別、職業別、出稼者數調(現在)

一、地區内ヨリ地區外通勤、通學者數調(現在)

一、男女別、年齢別有配偶數及有配偶率(現在)

一、男女別、初婚年齡調(現住民ニ就テ)

一、女子年齡別出產及死產率(各年齡千二付)(現住民
年間)

一、乳兒性別月齡別死因別死亡實數及死亡率(最近一
年間)

八保健所業務開始ニ關スル件

(昭和十三年三月二十六日衛發第九〇號)
府縣警察部長宛指導課長

間)

一、妊娠、分娩、產褥ニ原因スル死亡婦人數(最近五
ヶ年間)

一、法定傳染病月別患者數及死亡數(最近五ヶ年間)

一、國民健康保險其ノ他ノ診療ニヨル病類別罹病者數
及罹病率

一、法定傳染病年次別年齡別(五歳階級別)患者數及死
亡數(最近十ヶ年間)

一、體力検査成績(結果報告書寫)(地區ニ於テ事務
所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人若ハ
各厚生長ノ施行セルモノヲ金ム)

一、乳幼兒一齊検査成績

一、體力掌檢定成績(年次別年齡別)

一、地域内町村別隔離病舍及收容數
(註)學校生徒兒童壯丁其ノ他ノ調查資料
(註)既往十ヶ年間

一、地域内町村別法定傳染病患者死亡

一、地域内町村別隔離病舍及收容數
(註)學校生徒兒童壯丁其ノ他ノ調查資料
(註)既往十ヶ年間

一、地域内町村別飲料水(種類)及水質検査狀況
(註)資料ハ學校兒童生徒壯丁等三付

一、地域内町村別地方榮養概評ノ統計
(註)資料ハ學校兒童、生徒等ノ成績ニ依
ル(既往十ヶ年以上)

一、地域内町村別地方病原蟲病調査

一、地域内町村別職業別戸數
(註)資料ハ學校兒童、生徒等ノ成績ニ依
ル(既往十ヶ年以上)

一、地域内町村別農、水產物生產高

一、地域内山地、水田、畑地ノ割合

一、其ノ地方ノ一年間ノ溫度、濕度、風向、降雨量、
雪量等ノ調査

◎保健所ニ於テ調査スベキ資料

一、地域内町村別壯丁検査成績(既往十ヶ年間)

一、地域内町村別結核死亡(ノリ)

一、地域内町村別死亡、死産、乳兒死亡率(ノリ)

一、地域内町村別法定傳染病患者死亡
(註)學校生徒兒童壯丁其ノ他ノ調查資料
(註)既往十ヶ年間

一、地域内町村別法定傳染病患者死亡
(註)學校生徒兒童壯丁其ノ他ノ調査資料
(註)既往十ヶ年間

(別紙一)

祕

調査者 (乙)	眷 在 現 (甲)										特上記欄各意注ニベス			
	3	2	1	10	9	8	7	6	5	4		3	2	1
意注											五、出鄉者(ハ乙欄ニ記入シテ下サイ)	一、昭和年月日時 ニ世帯内ニ現在シタ者ハ總テ漏ナク「甲」ノ欄ニ記入シテ下サイ	(1) 氏名	
三、裏面ノ記入例ヲヨク見テカラ記入シテ下サイ											二、昭和年月日時 ニ偶、夜業、夜勤、宿直、商用、旅行等ノ爲、其ノ世帯ニ不在デアツテモ其ノ世帯ノ在ル場所ヲ常住地トスルモノハ總テ記入シテ下サイ	(2) 世帯ニ於ケル地位		
一、文字ハ明瞭ニ黒又ハ青インキデ記入シテ下サイ											三、未ダ命名シナイモノハ名ヅケズト記入シテ下サイ	(3) 男女ノ別		
											四、歸郷者(長期ニ亘ツテ居住スル目的ヲ以テ歸郷後一年以内ノモノ)ハ姓名ノ右上ニ病氣ノ爲歸郷シタルモノハ・印其ノ他ハ○ヲ付ケテ下サイ	(4) 出生ノ年月日		
調査票記入者 氏名	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	一、實際ニ生レタ年月日記入シテ下サイ	(5) 配偶ノ關係
	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	二、生レタ年月日全然不詳ノ場合ニハ「凡何歳」ト記入シテ下サイ	
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	三、既婚者ハ初メテ結婚シタ年齢ヲ「初婚何歳」ト記入シテ下サイ	
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	四、マダ結婚シタコトノナイ者ハ未婚ト記入シテ下サイ	
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	五、有配偶者ニシテ結婚届ヲシティナイ者ハ有配偶ト記入シテ下サイ	
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	六、配偶者ニ死別又ハ離別シテ現ニ獨身デ居ル者ハ死別又ハ離別ト記入シテ下サイ	
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	七、既婚者ハ初メテ結婚シタ年齢ヲ「初婚何歳」ト記入シテ下サイ	

(6)

(イ) 職名及職業上ノ地位

職

業

(7) 出生地

(8) 民籍又ハ國籍

- 一、職業アル者ハ農工商等ノ總稱
會社員、職工等ノ略稱ヲ用ヒズ其ノ種類、職業
上ノ身分勤柄等ガ明ラカニナルヤウナ呼稱ヲ
記入シテ下サイ 例ヘバ××國民學校訓導、
○○會社金屬旋盤工、△△製造工等ノ如ク記
入シテ下サイ
- 二、農作ニ從事スル者ハ自作、小作、自作兼小
作ニ區別シテ記入シテ下サイ
- 三、家族ニシテ世帯主、其ノ他ノ家族ノ業務ヲ
補助スル者ハ其ノ從事スル職名ヲ記入シテ手
助ト附記シテ下サイ
- 四、職業ガナク收入ニヨリ生計ヲ立テ居ル者
ハ恩給年金、地代、小作料、家賃、公債利子、
配當金ノ如ク收入ノ種類ヲ記入シテ下サイ
- 五、職業ガナク學校ニ通學スル者ハ○○學校生
徒、△△大學學生ト記入シテ下サイ
- 六、職業モ收入モナク通學モデキナイモノハ
「ナシ」ト記入シテ下サイ

- 一、職業ニ從事スル場所(例ヘバ會社ノ所
在地等)ノ道府縣郡市區町村名ヲ記入シ
テ下サイ
- 二、自宅デ從事スル者又ハ自家ノ田畠、山
林デ働ク者ハ自宅ト記入シテ下サイ
- 三、從業ノ場所ガ全ク一定シテ居ナイ者ハ
不定ト記入シテ下サイ
- 四、村内ノ學校ニ通學スル者ハ自村、村外
ノ學校ニ通學スルモノハ學校ノ所在スル
道府縣郡市區町村名ヲ記入シテ下サイ

- 一、村内デ生レタ者ハ自村、村外デ
生レタ者ハ出生地ノ道府縣郡市區
町村名ヲ記入シテ下サイ
- 二、出生地ノ市町村不明ノ者ハ道府
縣名ヲ記入シテ下サイ
- 三、出生地ノ全ク不明ナルモノハ不
明ト記入シテ下サイ
- 四、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ
南洋ト記入シテ下サイ
- 五、外國デ生レタ者ハ其ノ國名及地
方名ヲ記入シテ下サイ
- 六、航海中ノ船舶内デ生レタ者ハ水
上ト記入シテ下サイ

一、地域内町村別年齢別男女別人口

(○歳一歳二歳三歳七歳十四歳十五歳四十歳十五歳以上)

一、地域内町村別學齡不就學兒童數

一、地域内町村別工場調査

一、地域内町村食品市場屠場及牛乳搾取並處理場調査

一、地域内ニ於ケル營養指導施設學校給食ヲ含ム

一、地域内町村別母乳營養代用品使用狀況

一、地域内町村別貧富調査 △註 納稅額別ナドニ依ル

一、地域内町村別衛生費調査

一、地域内關係團體(衛生、社會事業、社會教化、產業組合等)調査

一、地域内町村別醫師、歯科醫師、藥劑師、產婆

一、地域内町村別診療機關調査

一、地域内ニ於ケル保健所々在地ト各町村トノ距離交

通ヲ表セル地圖

一、地域内町村(又ハ部落、町區)別ニ出生率(實數比

例)死産率(實數比例)ト產婆ノ分布ヲ示セル地圖

一、地域内町村別死亡率(實數比例)ト診察機關ノ分布

通ヲ表セル地圖

一、地域内町村(又ハ部落、町區)別ニ出生率(實數比

例)死産率(實數比例)ト產婆ノ分布ヲ示セル地圖

一、地域内町村別死亡率(實數比例)ト診察機關ノ分布

通ヲ表セル地圖

一、地域内町村別乳兒死亡(實數出生百付死亡比)ト

診療機關及產婆ノ分布ヲ示セル地圖

一、地域内町村別結核死又ハ結核患(實數比例)ヲ示セル地圖

一、地域内トラホーム患者分布(實數比例)ヲ表セル地圖

一、地域内町村別死亡原因別地圖(主ナル死因又ハ特殊疾病、脚氣、癌其ノ他地方特別ナル疾患)

一、地域内町村別各人體寄生蟲感染濃度ヲ示セル地圖

圖 (資料ハ學校生徒農村住民等、整頓検査成績ニ依ル)

體力法施行ノ徹底ヲ期スル爲左ノ通豫算配賦ノ見込

ナルコト

一、地域内山地、水田、畑地ヲ示セル地圖

一、地域内學校、寺院、公會堂等ノ分布圖

檢查費 圓

療養指導費 給與 圓

依命通牒 (昭和十七年十二月二十日)

健民特別指導地區指定ニ關スル件

定シ之ガ目的達成ヲ期スルコトト相成候處一般貴縣ニ

於テハ左ノモノヲ健民特別指導地區トシテ指定相成候

條左記各項子承ノ上之ガ實施ニ付萬遺憾ナキヲ期セラ

レ度依命此改及通牒候也

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

一、昭和十七年九月十二日發人第一一五號健民特別指

導地區設定ニ關スル依命通牒中「健民特別指導地區

設定要綱」七(イ)ニ則リ速ニ健民特別指導計畫ヲ樹

立ノ上厚生大臣ノ承認ヲ受クルコト

六、地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ

於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フ

ハ、設置スベキ保健婦ハ道府縣又ハ大都市ノ保健

婦トシ一地區一名ノ豫定ナルコト但シ當該地區ガ

人口稠密其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ

外一名以上ノ増置ヲ認ムルコトアルベキコト

七、地區ニ於ケル國民優生思想ノ啓發ニ資スル爲左ノ

通國費配賦ノ見込ナルコト

八、地區ニ於ケル妊娠婦、乳幼兒ノ保健指導ヲ徹底

重點的ニ之ヲ爲スコト

九、兒童保健思想啓發費 (國費配賦)

十、乳幼兒體力向上指導費 (〃)

十一、妊娠婦保健指導費補助 (〃)

十二、季節保育所費補助 (國庫補助)

〔別添〕
健民特別指導地區調

大阪 南河内郡千早村

北海道 旭川市北星區

商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

奈良 添上郡帶解町

計 八 地 區

農、商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

島根 大原郡加茂町

依命通牒
(昭和十八年三月三日)

農、商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

岡山 上道郡三幡村

健民特別指導地區指定ニ關スル件

農、商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

廣島 深安郡引野村

定シ之ガ目的達成ヲ期スルコト相成候處今般更ニ貴

農、商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

山口 舊浦郡豐田下村

ニ於テハ左ノモノヲ健民特別指導地區トシテ指定相

農、商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

香川 仲多度郡龍川村

成候條左記各項了知ノ上之ガ實施ニ付萬遺憾ナキヲ期

農、商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

愛媛 多賀郡苦田村

セラレ度依命此段及通牒候也

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

高知 安藝郡吉良川町

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

福岡 鶴手郡劍村

記

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

佐賀 東松浦郡鏡村

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

熊本 鹿本郡山鹿町

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

大分 下毛郡東耶馬溪村

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

兵庫 播磨郡龍野町

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

新潟 中蒲原郡根岸村

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

石川 鹿島郡龍尾村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

福井 丹生郡朝日村

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

山梨 東八代郡柏村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

長野 小縣郡中鹽山村

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

岐阜 加茂郡山之上村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

静岡 田方郡中郷村

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

滋賀 坂田郡東黒田村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

京都 南桑田郡千歳村及同郡馬路村ヲ合シテ一地區トス

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

計 四十三地區

健民特別指導地區調(第三次指定)

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

東京 入間郡松井村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

神奈川 中郡成瀬村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

新潟 中蒲原郡根岸村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

石川 鹿島郡龍尾村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

福井 丹生郡朝日村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

山梨 東八代郡柏村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

長野 小縣郡中鹽山村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業

岐阜 加茂郡山之上村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

四、第二項ノ措置及第三項ノ經費其ノ他地區内ノ國民體力法施行ノ徹底ヲ期スル爲左ノ通豫算配賦ノ見込ナルゴト

検査費

療養指導費

給與

嘱託旅費

圓

五、地區ノ直接指導ニ當ルベキ保健所ノ經常費補助ハ

都市關係ハ三〇、〇〇〇圓(農山漁村關係ハ二五、〇〇〇圓)ノ三分ノ一返トス

六、地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ

於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フ

イ 設置スペキ保健婦ハ道府縣又ハ六大都市ノ保健

婦トシ一地區一名ノ豫定ナルコト但シ當該地區ガ

人口稠密其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ

外一名以上ノ増置ヲ認ムルコトアルベキコト

ロ 國庫補助ハ一人當設置費年額八百圓ノ四分ノ一

タルベキコト

七、地區内ニ於ケル姪産婦、乳幼兒ノ保健指導ヲ徹底

スル爲左ノ費用ノ支出ニ當リテハ地區ニ對シ優先且

重點的ニ之ヲ爲スコト

イ 児童保護思想啓發費(國費配賦)

ロ 乳幼兒體力向上指導費(ノ)

ハ 婦產婦保健指導費補助(國庫補助)

ニ 季節保育所費補助(ノ)

八、地區内ニ於テ昭和十五年六月十日附豫第五五號厚生次官通牒ニ基キ寄生蟲病豫防施設ヲ爲ス場合ハ左ノ助成ヲ行フ

イ 國庫補助ハ府縣支出額ノ三分ノ一トス(一戸當施設費六五圓以内)

ロ 施設府縣ハ申請ニ依リ決定スルモノトス

九、健民特別指導ノ效果ヲ舉ゲル爲地區ニ於ケル國民

健康保險組合ニ對シテハ左ニ依リ指導助成ヲ行フ

イ 地區ニ國民健康保險組合ノ設立ナキ場合ハ指定

ト同時ニ組合ヲ設立セシムルコト

ロ 結核性疾患ニ對スル療養給付期間ヲ特ニ一年ニ

延長セシメ之ガ給付ニ對シ一部負擔三割ヲ控除シ

タル額ノ八割以内ヲ補助ス但シ其ノ金額ハ被保險

者人頭割五十錢ヲ超ヘザルコト

ハ 國民健康保險一般國庫補助金ノ外特別補助トシ

テ被保險者一人當年二十錢ヲ交付スルコト

獨逸に於ける強制労務令の公布

昭和十八年一月廿八日の柏林發同盟通信電報の報ずるところによると、獨逸政府に於ては同日人的資源長官ザウケル博士の名を以て強制労務令を公布した。東

部戰線の重大化に伴ひ男女労力を遺憾なく國防任務遂行の爲に徵用することを目的としたもので、その要旨を掲ぐれば次の如くである。

一、十六歳以上六十五歳迄のドイツ男子、十七歳以上四十五歳迄のドイツ女子は労働局の調査に基き、

國家緊急の必要が存する限度においてドイツ國の國防任務遂行のために招集される。

二、勞役は國防に關聯する一切の任務であるが、労働局において招集したのち各個人に就て技能並に事情を

調査し適當な國防任務を振當てる。調査に際しては各個人は十分身邊の事情を申し出でることが出来る。

三、特に婦人の場合においては自動的に勞役に服するやうなことなく、労働局において各個に慎重調査を加へるが、服務に決定しても、婦人は現在の居住地域において勞役に從事する。

伊太利に於ける女子徴用制度の制定

女子労員は現世界大戰下の國際的現象であるが、外國電報の傳へる所によると、伊太利に於いては本一九四二年に於いて一九二四年生れの男子労員を行ふと共に、女子の一般商業部門への徵用制度を制定し、その

第一步として三月一日以後運輸業(長距離を除く)、劇場、シネマ等に於いて老人、又は戰傷者以外の男子の使用を禁止し、未就労の未婚女子を之に代へて強制的に就労せしむることとなつた。

なほ此の制度は今後は更に範囲を擴充し、カフェー、バー、料理店、呉服店、食料品店、婦人帽子店等にも適用せられる方針であるといふ。

一、特に婦人の場合においては自動的に勞役に服するやうなことなく、労働局において各個に慎重調査を加へるが、服務に決定しても、婦人は現在の居住地域において勞役に從事する。

一、特に次の除外例を認める。(イ)現在重要な產業部門に於て一週間四十八時間以上の勞役に從事してゐる

男女(ロ)本業として農業に從事し、乃至公共事業に從事する男女(ハ)五人以上の雇人を要する獨立の經營主(ニ)十六歳以上の男子乃至十七歳以上の女子で

も承認された學校に通學してゐる場合(ホ)外國人並に聖職者、但し無國籍の男女は除外されない(ヘ)妊娠、竝に母離即ち五歳以下の幼兒一人或は六歳以上十四歳以下の小兒二人と同居扶養してゐる母。

検査費

療養指導費

給與

嘱託旅費

圓

圓

圓

〇〇圓)

三分ノ一返トス

六 地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ
於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フ

六 地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ
於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フ

イ 設置スペキ保健婦ハ道府縣又ハ六大都市ノ保健

婦トシ一地區一名ノ豫定ナルコト但シ當該地區ガ

人口稠密其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ

外一名以上ノ増置ヲ認ムルコトアルベキコト

ロ 國庫補助ハ一人當設置費年額八百圓ノ四分ノ一

タルベキコト

七 地區内ニ於ケル姪産婦、乳幼兒ノ保健指導ヲ徹底

スル爲左ノ費用ノ支出ニ當リテハ地區ニ對シ優先且

重點的ニ之ヲ爲スコト

イ 児童保護思想啓發費

(國費配賦)

ロ 乳幼兒體力向上指導費(〃)

ハ 婦產婦保健指導費補助(國庫補助)

ニ 季節保育所費補助

(〃)

八 地區内ニ於テ昭和十五年六月十日附豫第五五號厚

生次官通牒ニ基キ寄生蟲病豫防施設ヲ爲ス場合ハ左

ノ助成ヲ行フ

イ 國庫補助ハ府縣支出額ノ三分ノ一トス(一戸當

施設費六五圓以内)

ロ 施設府縣ハ申請ニ依リ決定スルモノトス

九 健民特別指導ノ效果ヲ舉ゲル爲地區ニ於ケル國民

健康保險組合ニ對シテハ左ニ依リ指導助成ヲ行フ

イ 地區ニ國民健康保險組合ノ設立ナキ場合ハ指定

ト同時ニ組合ヲ設立セシムルコト

ロ 結核性疾患ニ對スル療養給付期間ヲ特ニ一年ニ

延長セシメ之ガ給付ニ對シ一部負擔三割ヲ控除シ

タル額ノ八割以内ヲ補助ス但シ其ノ金額ハ被保險

者人頭割五十錢ヲ超ヘザルコト

ハ 國民健康保險一般國庫補助金ノ外特別補助トシ

テ被保險者一人當年二十錢ヲ交付スルコト

一、特に次の除外例を認める。(イ)現在重要な産業部門

に於て一週間四十八時間以上の労役に從事してゐる

男女(ロ)本業として農業に從事し、乃至公共事業に

從事する男女(ハ)五人以上の雇人を要する獨立の經

營主(ニ)十六歳以上の男子乃至十七歳以上の女子で

も承認された學校に通學してゐる場合(ホ)外國人並

に聖職者、但し無國籍の男女は除外されない(ヘ)妊娠

產婦、竝に學齡即ち五歳以下の幼兒一人或は六歳以

上十四歳以下の小兒二人と同居扶養してゐる母。

獨逸に於ける強制労務令の公布

昭和十八年一月廿八日の柏林發同盟通信電報の報ず
るところによると、獨逸政府に於ては同日人的資源長
官ザウケル博士の名を以て強制労務令を公布した。東
部戰線の重大化に伴ひ男女労力を遺憾なく國防任務遂
行の爲に徵用することを目的としたもので、その要旨
を掲ぐれば次の如くである。

一、十六歳以上六十五歳迄のドイツ男子、十七歳以上
四十五歳迄のドイツ女子は労働局の調査に基き、
國家緊急の必要が存する限度においてドイツ國の國

防任務遂行のために招集される。

一、労役は國防に關聯する一切の任務であるが、労働局

において招集したのち各個人に就て技能並に事情を

調査し適當な國防任務を振當てる。調査に際しては

各個人は十分身邊の事情を申し出でることが出来る。

×

やうなことなく、労働局において各個に慎重調査を

加へるが、服務に決定しても、婦人は現在の居住地

城において労役に從事する。

伊太利に於ける女子徴用制度の制定

女子労員は現世界大戰下の國際的現象であるが、外
國電報の傳へる所によると、伊太利に於いては本一九

四二年に於いて一九二四年生れの男子労員を行ふと共に

ニ、女子の一般商業部門への徵用制度を制定し、その

第一步として三月一日以後運輸業(長距離を除く)、劇

場、シネマ等に於いて老人、又は戰傷者以外の男子の

使用を禁止し、未就勞の未婚女子を之に代へて強制的

に就勞せしむることとなつた。

なほ此の制度は今後は更に範囲を擴充し、カフェー、

バー、料理店、呉服店、食料品店、婦人帽子店等にも

適用せられる方針であるといふ。